



# 人事委員会年報

令和 5 年度

埼玉県人事委員会

# 目 次

## 第1章 委員会関係

1	人事委員会の構成及び運営	1
2	事務局の組織及び事務分掌	2
3	委員会の議決事項	5
4	条例案に対する意見	8
5	人事委員会規則の制定・改廃状況	9
6	通知の制定・改廃状況	1 1

## 第2章 任用関係

1	採用試験	1 2
2	採用選考	2 2
3	昇任	2 4
4	転任	2 6
5	臨時的任用	2 6

## 第3章 給与関係

1	職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告	2 7
2	職員給与実態調査	3 2
3	職種別民間給与実態調査	3 6

## 第4章 公平審査関係

1	不利益処分に関する審査請求	3 7
2	勤務条件に関する措置要求	3 8
3	苦情相談	3 8

## 第5章 勤務条件関係

1	人事管理に関する報告（意見）	3 9
2	労働基準監督の状況	3 9
3	職員団体の登録状況	4 2
4	年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績	4 3

## 第6章 その他

1	会議等開催状況（令和5年度）	4 5
---	----------------	-----

参 考 資 料	4 7
---------	-----

# 第 1 章 委員会関係

人事委員会は、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく条例により設置された中立的かつ専門的な人事機関であり、3人の委員で構成される合議体の執行機関である。

人事委員会の権限は、職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の実施、給与等に関する調査・研究及び報告・勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求についての審査、労働基準監督業務としての職権行使など、人事行政全般にわたるものである。

人事委員会は、人事委員会会議規則に基づき、定例会及び臨時会を開催している。令和5年度は、定例会を24回、臨時会を5回開催した。

## 1 人事委員会の構成及び運営

### (1) 人事委員会委員

委員は、知事が議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

職名	氏名	在任期間	前職等
委員長	池本誠司	令和4.3.31～ [委員長在任 令和4.3.31～]	(現)弁護士
委員	中込秀明	令和4.12.27～	(現)富士電子(株) 代表取締役会長
委員	関口和代	令和1.12.28～令和5.12.27	(現)東京経済大学経営学部教授
委員	鎌田晶子	令和5.12.28～	(現)文教大学人間科学部教授

### (2) 委員会の開催状況

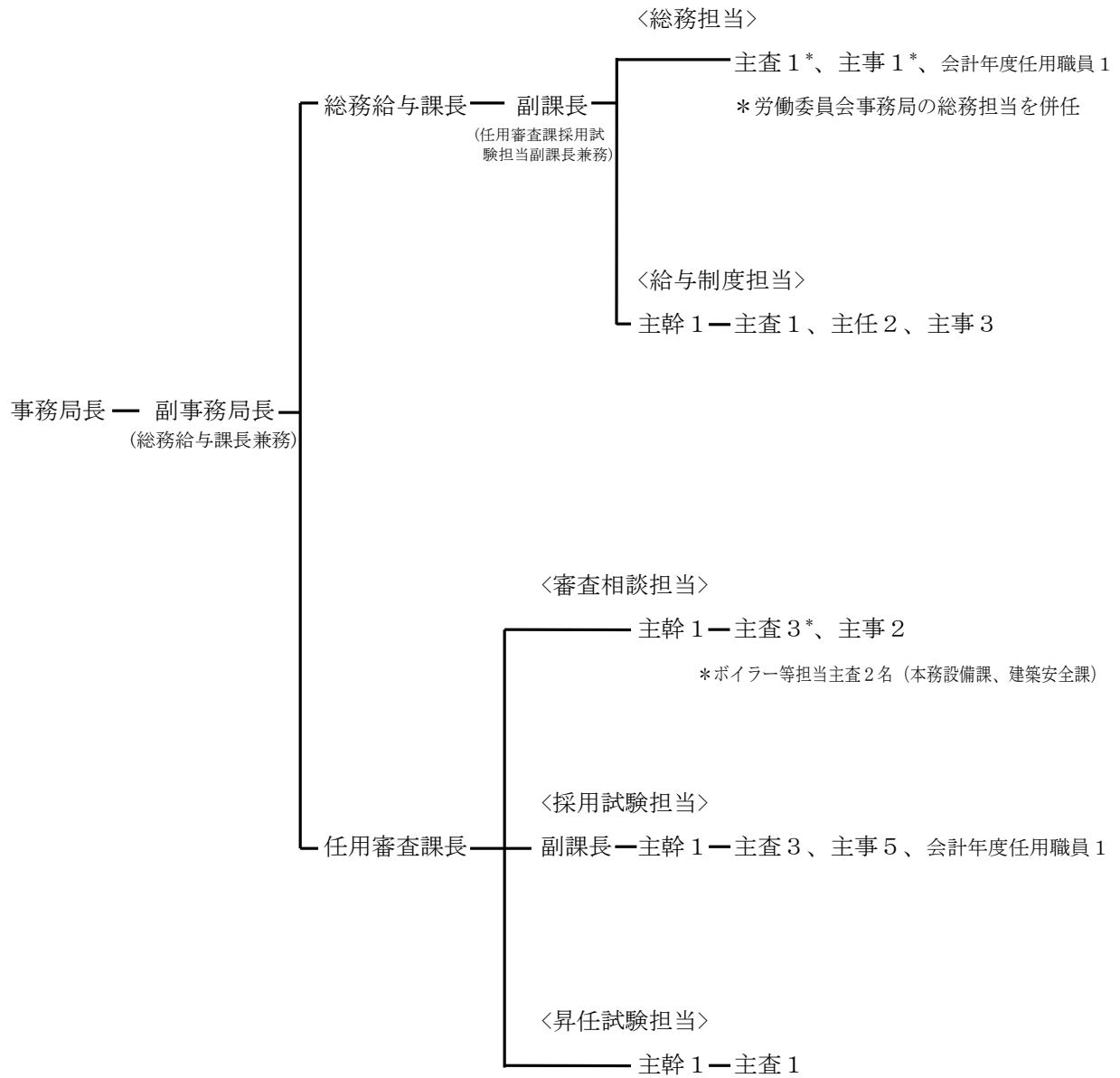
委員会の開催状況は、次のとおりである。

年月 区分		5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	5年	6年	6年	6年	計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
回数	定例会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	臨時会						2	1		1			1	5
	計	2	2	2	2	2	4	3	2	3	2	2	3	29
付議事項	議決	4	2	4	3	3	2	2	5	4	5	8	20	62
	協議	1	1		2	2	5	3	1	4	1	2	3	25
	報告	6	6	2	4	4	1	2	5	5	2	1	3	41
	その他													
	計	11	9	6	9	9	8	7	11	13	8	11	26	128

## 2 事務局の組織及び事務分掌

(令和6年4月1日現在)

### (1) 組織図



## (2) 事務分掌

### 《総務給与課》

#### 〈総務担当〉

- 1 人事委員会（以下「委員会」という。）の会議に関する事。
- 2 委員会の広聴及び広報に関する事。
- 3 事務局の組織、人事、給与及び服務等に関する事。
- 4 委員会の委員等の位勲、褒賞及び表彰に関する事。
- 5 委員会の予算、決算、会計及び物品の管理に関する事。
- 6 委員会の公印の管理に関する事。
- 7 委員会の文書の收受、発送及び編さん保存に関する事。
- 8 人事行政の運営の状況及び業務の状況の報告に関する事。
- 9 その他、他の担当の所掌に属しない事務に関する事。

#### 〈給与制度担当〉

- 1 職員給与実態調査に関する事。
- 2 民間給与実態調査に関する事。
- 3 給料表及び給与に関する報告及び勧告その他給与に関する事。
- 4 職員の給与に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- 5 給与の支払の監理に関する事。
- 6 人事評価に係る給与制度に関する事。

## 《任用審査課》

### 〈審査相談担当〉

- 1 勤務時間、休暇その他の勤務条件（他の担当の所掌するものを除く。）に関する  
こと。
- 2 分限、懲戒、服務及び退職管理に関すること。
- 3 職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出（他の担当の所掌する  
ものを除く。）に関すること。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 5 不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
- 6 職員からの苦情相談の総括に関すること。
- 7 職員団体に関すること。
- 8 地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準監督機関の職権の行使に  
関すること。
- 9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第  
5条第2項の規定に基づく審査に関すること。
- 10 職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定に基づく調査審議に関する  
こと。

### 〈採用試験担当〉

- 1 人事記録の管理及び人事に関する統計の作成に関すること。
- 2 競争試験、選考その他の任用（他の担当の所掌するものを除く。）に関するこ  
と。
- 3 任用候補者名簿（他の担当の所掌するものを除く。）に関すること。
- 4 試験制度等の調査研究に関すること。
- 5 人物試験委員に関すること。

### 〈昇任試験担当〉

- 1 主査級昇任試験及び研修に関すること。
- 2 昇任選考等に関すること。

### 3 委員会の議決事項

令和5年度人事委員会の議決事項は、次のとおりである。

開催期日・回数	議 決 事 項
5. 4. 6 (第1回定例会)	1 令和4年(不)第2号事案について
5. 4. 20 (第2回定例会)	1 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第43条に基づく給与決定に関する承認について 2 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について 3 採用候補者の選考について
5. 5. 11 (第3回定例会)	1 令和4年(不)第2号事案について
5. 5. 23 (第4回定例会)	1 令和4年(不)第2号事案について
5. 6. 8 (第5回定例会)	1 令和4年(不)第2号事案について 2 人事委員会委員のオンラインによる委員会への出席について
5. 6. 22 (第6回定例会)	1 令和5年度埼玉県職員採用上級試験・一般行政(DX)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について 2 採用候補者の選考について
5. 7. 27 (第8回定例会)	1 人事行政の運営等の状況に関する報告について 2 採用候補者の選考について 3 令和4年(不)第2号事案について
5. 8. 24 (第10回定例会)	1 令和5年度埼玉県職員採用上級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について 2 昇任候補者の選考について 3 労働基準監督機関の職権行使について
5. 9. 1 (第11回定例会)	1 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第43条に基づく給与決定に関する承認について
5. 9. 14 (第12回(第1回臨時会))	1 公文書部分開示決定に対する審査請求について
5. 10. 12 (第16回(第3回臨時会))	1 令和4年(不)第2号事案について
5. 10. 19 (第17回定例会)	1 職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告について
5. 11. 2 (第18回定例会)	1 新規の審査請求について 2 令和4年(不)第2号事案について

開催期日・回数	議 決 事 項
5. 1 1. 1 6 (第19回定例会)	1 退職手当の返納命令処分に係る諮問について 2 令和5年度埼玉県職員採用初級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について 3 令和5年度埼玉県経験者職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
5. 1 2. 1 4 (第21回(第4回臨時会))	1 令和5年(不)第1号事案について
5. 1 2. 2 1 (第22回定例会)	1 令和4年(不)第2号事案について 2 職員団体の登録の取消しについて 3 選考を受けることができる者の資格要件を定めることについて
6. 1. 1 5 (第23回定例会)	1 退職手当の支給制限処分に係る諮問について 2 労働基準監督機関の職権行使について 3 令和6年度埼玉県警察官(巡査)採用試験事務の警察本部長への委任について
6. 1. 2 3 (第24回定例会)	1 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認事項の除外について 2 令和5年(不)第1号事案について
6. 2. 5 (第25回定例会)	1 退職手当の支給制限処分に係る諮問について 2 令和6年度埼玉県職員採用試験の実施について 3 令和6年度埼玉県警察官(巡査)採用試験実施計画の承認について
6. 2. 2 2 (第26回定例会)	1 職員団体の登録の取消しについて 2 新規の審査請求について 3 埼玉県議会からの意見照会について 4 昇任候補者の選考について 5 採用候補者の選考について
6. 3. 7 (第27回定例会)	1 労働基準監督機関の職権行使について 2 令和5年(不)第1号事案について 3 退職手当の支給制限処分に係る諮問について 4 採用候補者の選考について
6. 3. 1 4 (第28回(第5回臨時会))	1 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について 2 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認事項の除外について 3 任期付職員の採用について



開催期日・回数	議 決 事 項
6. 3. 21 (第29回定例会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昇任候補者の選考について</li> <li>2 採用候補者の選考について</li> <li>3 転任の承認について</li> <li>4 人事異動等に伴う給与決定に関する承認について</li> <li>5 給与制度に係る人事委員会規則の改正について</li> <li>6 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則等について</li> <li>7 令和5年(不)第1号事案について</li> <li>8 任期付職員の採用について</li> <li>9 任期付職員の採用について</li> <li>10 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について</li> <li>11 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について</li> <li>12 経験者職員採用試験の試験職種「福祉」に係る試験種目及び受験資格の決定について</li> <li>13 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について</li> </ol>

## 4 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項を定める条例案に対し、次のとおり意見を提出した。

意見提出日	議案番号	件名	条例の概要	意見
R5. 12. 8	令和5年12月 定例会 第143号議案	職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例	令和5年10月19日付けの埼玉県 人事委員会の職員の給与につ いての勧告及び報告を踏まえ、 職員の給与の改定等をするも のである。	いずれも適当であると認 める。
	令和5年12月 定例会 第146号議案	学校職員の給与に関する条 例及び会計年度任用学校職 員の報酬等に関する条例の 一部を改正する条例	令和5年10月19日付けの埼玉 県人事委員会の職員の給与につ いての勧告及び報告を踏まえ、 学校職員の給与の改定等をする ものである。	
R6. 2. 22	令和6年2月 定例会 第27号議案	職員の定年等に関する条例 の一部を改正する条例	人事管理上の必要性に鑑み、 管理監督職勤務上限年齢制の 対象となる管理監督職から、 警察職員が殉職等により昇任 する場合に臨時的に置かれる 職を除外するものである。	適当であると認める。

## 5 人事委員会規則の制定・改廃状況

人事委員会が制定した人事委員会規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
1-77	R6. 3. 29 (R6. 5. 27施行)	埼玉県人事委員会の保有する個人情報 の保護等に関する規則の一部 を改正する規則	情報通信技術の活用による行政手続等に 係る関係者の利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図るための行政 手続等における情報通信の技術の利用に 関する法律等の一部改正により、住民基 本台帳法の一部が改正されることとな り、同法条文を引用する本規則につい て所要の改正を行う。
6-98	R5. 4. 25 (R5. 4. 25施行)	職員の任用に関する規則の一部を 改正する規則	職員採用上級試験及び経験者職員採用 試験の試験職種に「一般行政（DX）」 を追加すること及び経験者職員採用試 験の一般行政（DXを含む）以外の職に おいて教養試験を廃止することに伴う 別表第二の改正を行う。
6-99	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	職員の任用に関する規則の一部を 改正する規則	（１）採用試験の告示、周知及び合格 者の発表についての改正を行う。  （２）臨時的任用職員の任用及び期間 の更新についての改正を行う。  （３）令和6年度からの試験制度見直 しに伴う試験種目の整理と、専門試験 について出題分野の変更に伴う改正を 行う。  （４）経験者職員採用試験において試 験職種に「福祉」を追加することに伴 う改正を行う。
7-1083	R5. 5. 2 (R5. 5. 8施行)	東日本大震災及び東日本大震災以外 の原子力災害等に対処する業務に係る 特殊勤務手当の特例に関する規則の一 部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症の感染症法上 における位置づけが5類感染症に移行す ることに伴い、特殊勤務手当（防疫業 務手当）の特例に関する規定の改正を 行う。
7-1084	R5. 12. 26 (R5. 12. 26施行 ・R5. 4. 1適用)	初任給調整手当に関する規則の一部 を改正する規則	医療職給料表（一）の引上げ改定に伴 い、初任給調整手当の支給月額を引き 上げる改正を行う。
7-1085	R5. 12. 26 (R5. 12. 26施行 （一部R6. 4. 1施行）	期末手当及び勤勉手当に関する規則 の一部を改正する規則	勤勉手当の支給月数の引上げに伴う 改正を行う。
7-1086	R5. 12. 26 (R5. 12. 26施行 ・R5. 4. 1適用)	初任給、昇格、昇給等の基準に関す る規則の一部を改正する規則	給料表水準の引上げ改定に伴い、昇格 時及び降格時の号給対応に変更が生じ るため、昇格時号給対応表及び降格時 号給対応表の改正を行う。
7-1087	R6. 3. 26 (R6. 3. 26施行 ・R6. 1. 1適用)	職員の特殊勤務手当に関する規則の 一部を改正する規則	令和6年能登半島地震の被災地域に派 遣された職員が行う避難所運営支援等 の災害応急作業について、人事委員会 が認める作業として、新たに支給対 象とするため改正を行う。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
7-1088	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1089	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	給料表の適用範囲に関する規則の 一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1090	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	宿日直手当に関する規則の一部を 改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1091	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1092	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	給料の調整額に関する規則の一部 を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1093	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	職員の特殊勤務手当に関する規則 の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
12-143	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	管理職員等の範囲を定める規則の 一部を改正する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応する ため、所要の改正を行う。
12-144	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	埼玉県浦和競馬組合の管理職員等 の範囲を定める規則の一部を改正 する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応する ため、所要の改正を行う。
13-62	R6. 3. 22 (R6. 4. 1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則	各任命権者からの要望を踏まえ、子育て休暇 における取得事由に学校等が臨時休業となっ た場合を加える改正を行う。
17-40	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	公益的法人等への職員の派遣等に関 する規則の一部を改正する規則	別表第二の団体に「地方税共同機構」を追加 する改正を行う。

## 6 通知の制定・改廃状況

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第590号	R5. 12. 26 (R5. 12. 26施行 R5. 4. 1適用)	「給料の調整額に関する規則の調整基本額について」の廃止について	職員の給与に関する条例の給料表の改正に伴い、調整基本額が上限額（給料月額4.5%）を超える号給がなくなるため、本通知を廃止する。
人委第757号	R6. 3. 26 (R6. 4. 1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について（平成7年3月24日付け人委第950号について）	職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則第13-18）第7条の3第2項第5号の委員会が認める法人について、公立大学法人埼玉県立大学及び地方独立行政法人埼玉県立病院機構を含む改正を行う。
人委第759号	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	「職員の任用に関する規則の運用について」及び「職員の任用に関する規則様式集」の一部改正について	職員の任用に関する規則の一部改正に伴う、臨時的任用又は臨時的任用の期間の更新を行った場合の報告に関する規定等の整備に係る改正
人委第772-1号	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	「管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正について	組織改正等に伴う改正を行う。
人委第772-2号	R6. 3. 29 (R6. 4. 1施行)	「通勤手当の運用について」の一部改正について	県において、アナログ規制を見直すこととされたことを踏まえ、通勤手当の事後の確認について、デジタル技術を用いて調査する方法を含むものとする改正を行う。

## 第 2 章 任用関係

### 1 採用試験

地方公務員法第 17 条の 2 第 1 項及び職員の任用に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、次の採用試験を実施した。

- ① 職員採用上級試験
- ② 職員採用初級試験
- ③ 免許資格職職員採用試験
- ④ 経験者職員採用試験
- ⑤ 警察官（巡査）採用試験Ⅰ類
- ⑥ 警察官（巡査）採用試験Ⅱ類
- ⑦ 警察官（巡査）採用試験Ⅲ類
- ⑧ 警察官（巡査）採用試験（国際捜査Ⅰ類）
- ⑨ 警察官（巡査）採用試験（武道・体育指導Ⅰ類）
- ⑩ 警察官（巡査）採用試験（サイバー犯罪捜査Ⅰ類）
- ⑪ 警察官（巡査）採用試験（サイバー犯罪捜査Ⅱ類）
- ⑫ 警察事務職員採用上級試験
- ⑬ 警察事務職員採用初級試験
- ⑭ 市町村立小・中学校事務職員採用上級試験
- ⑮ 市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

上級試験（①、⑫、⑭）の受験者は、前年度より 177 人（10.2%）減少し 1,561 人となり、合格者は前年度より 47 人（10.0%）増加し 515 人となった。一般行政（DX を除く）では、受験者が前年度より 110 人（9.6%）減少し 1,034 人となり、合格者は 39 人（13.0%）増加して 339 人となった。倍率は 0.7 ポイント減少し 3.1 倍となった。

初級試験（②、⑬、⑮）の受験者は、前年度より 126 人（25.0%）減少し 379 人となり、合格者は前年度より 2 人（2.4%）増加し 86 人となった。一般事務の合格者は 1 人（5.3%）減少して 18 人となり、倍率は 4.3 ポイント減少し 7.9 倍となった。

免許資格職試験（③）の受験者は、前年度より 55 人（27.6%）減少し 144 人となり、合格者は前年度より 4 人（9.1%）増加し 48 人となった。

経験者職員採用試験（④）の受験者は、前年度より 75 人（42.8%）増加し 250 人となり、合格者は前年度から 27 人（90.0%）増加して 57 人となった。一般行政では、受験者が前年度より 42 人（51.8%）増加し 123 人となり、合格者は前年度より 4 人（66.6%）増加し 10 人となった。倍率は 1.2 ポイント減少し、12.3 倍となった。

警察官採用試験（⑤～⑪）の受験者は、前年度より 998 人（24.1%）減少し 3,145 人となり、合格者は前年度より 23 人（4.2%）減少して 542 人となった。倍率は 1.5 ポイント減少し 5.8 倍となった。

なお、警察官採用試験（⑤～⑪）については、試験の実施を警察本部長に委任している。

(1) 受験資格

試験区分	主な受験資格
職員採用上級試験 市町村立小・中学校 事務職員採用上級試験 警察事務職員 採用上級試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5.4.2～平成14.4.1に生まれた者(21歳～29歳)</li> <li>・平成14.4.2以降に生まれた者で、令和6年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める者</li> <li>・福祉については、社会福祉主事の任用資格の取得者又は令和6.3.31までに資格取得見込みの者</li> </ul>
職員採用初級試験 市町村立小・中学校 事務職員採用初級試験 警察事務職員 採用初級試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14.4.2～平成18.4.1に生まれた者(17歳～20歳)</li> </ul>
経験者職員採用試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和38.4.2以降に生まれた者(60歳未満)で、以下のいずれかのもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 大学を卒業後、民間企業等における職務経験を5年以上有する者</li> <li>イ 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業後、民間企業等における職務経験を7年以上有する者</li> <li>ウ 民間企業等の職務経験を9年以上有する者</li> </ul> </li> </ul>
免許資格職 職員採用試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師は、昭和62.4.2～平成12.4.1に生まれた者(23歳～35歳)</li> <li>・獣医師は、昭和62.4.2～平成12.4.1に生まれた者(23歳～35歳)</li> <li>・保健師は、昭和62.4.2～平成15.4.1に生まれた者(20歳～35歳)</li> <li>・栄養士は、平成5.4.2～平成16.4.1に生まれた者(19歳～29歳)</li> <li>・司書は、平成5.4.2～平成16.4.1に生まれた者(19歳～29歳)</li> <li>・それぞれの職種に必要な免許(資格)の取得者又は令和6年春季に行われる国家試験等により、免許を取得する見込みの者</li> </ul>

注 年齢は、令和5年4月1日現在のものである。

試験区分	主な受験資格
警察官採用試験 Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和63.4.2以降に生まれた者で、大学を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者(34歳まで)</li> </ul>
Ⅱ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)昭和63.4.2～平成16.4.1に生まれた者で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業した者又は令和6年3月までに卒業見込みの者(19歳～34歳)</li> <li>(2)大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和6年3月までに修得見込みの者(Ⅰ類に該当する者を除く。同等の資格があると認められる者を含む。)で、昭和63.4.2～平成16.4.1までに生まれた者(19歳～34歳)</li> </ul>
Ⅲ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)第1回試験(高等学校を卒業見込みの者は受験不可) 昭和63.4.2～平成17.4.1に生まれた者で、Ⅰ類・Ⅱ類に該当しない者(18歳～34歳)</li> <li>(2)第2回試験 昭和63.4.2～平成18.4.1に生まれた者で、Ⅰ類・Ⅱ類に該当しない者(17歳～34歳)</li> </ul>
県外試験Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和63.4.2以降に生まれた男性で、大学を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者(34歳まで)</li> </ul>
県外試験Ⅲ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和63.4.2～平成18.4.1に生まれた男性で、Ⅰ類以外の者(17歳～34歳)</li> </ul>
国際捜査Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記Ⅰ類の受験資格のほか、語学(受験言語)が堪能な者</li> </ul>
武道・体育指導Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記Ⅰ類の受験資格のほか、次のいずれかの要件を備え、卓越した技術を有する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 柔道 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。)</li> <li>② 剣道 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。)</li> </ul> </li> </ul>
サイバー犯罪捜査 Ⅰ類・Ⅱ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記Ⅰ類／Ⅱ類の受験資格を有する者で、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している者若しくは採用予定日までに有する見込みの者</li> </ul>



## (2) 実施日程

試験区分	告示日	受付期間	第1次試験日及び試験地	第1次合格発表日	第2次試験日及び試験地	最終合格発表日	名簿確定日
職員採用上級試験 (一般行政(DX))	令和 5.4.25	令和 5.4.26～ 5.5.10	令和 5.5.28 (さいたま市)	令和 5.6.6	令和 5.6.13 (さいたま市)	令和 5.6.30	令和 5.6.22
職員採用上級試験 (一般行政(DX)を除く)	5.4.25	5.4.26～ 5.5.10	5.6.18 (伊奈町)	5.6.27	5.7.10～ 5.8.14 (さいたま市)	5.8.29	5.8.24
免許資格職員採用試験 (栄養士・司書を除く)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
警察事務職員採用上級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
職員採用初級試験	令和 5.4.25	令和 5.8.18～ 5.8.28	令和 5.9.24 (さいたま市)	令和 5.10.4	令和 5.10.11～ 5.10.26 (さいたま市)	令和 5.11.24	令和 5.11.16
免許資格職員採用試験 (栄養士・司書)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
警察事務職員採用初級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
経験者職員採用試験	令和 5.4.25	令和 5.8.18～ 5.8.28	令和 5.9.24 (さいたま市)	令和 5.10.17	令和 5.10.28～ 5.11.4 (さいたま市)	令和 5.11.24	令和 5.11.16
警察官採用試験 県内第1回試験Ⅰ類	令和 5.3.1	令和 5.3.1～ 5.4.7	令和 5.5.14 (さいたま市ほか)	令和 5.5.26	令和 5.6.3～ 5.7.2 (さいたま市)	令和 5.8.18	—
〃 Ⅱ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 Ⅲ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
国際捜査Ⅰ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
武道・体育指導Ⅰ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
サイバー犯罪捜査Ⅰ,Ⅱ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
県内第2回試験Ⅰ類	〃	5.7.13～ 5.8.23	5.9.17 (さいたま市ほか)	5.10.2	5.10.7～ 5.10.29 (さいたま市)	5.12.22	—
〃 Ⅱ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 Ⅲ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
武道・体育指導Ⅰ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
県外試験Ⅰ類	〃	5.3上旬～ 5.4上旬	5.5.14 (仙台市ほか)	5.5.25 5.5.26	5.7.15 (仙台市)	5.10.31	—
〃 Ⅲ類	〃	5.7上旬～ 5.8中旬	5.9.17 (仙台市ほか)	5.9.28 5.9.29	5.11.11 (仙台市)	6.1.19	—

注 平成19年度から、警察官採用試験については警察本部長に委任している。

(3) 試験の方法

試験区分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
職員採用上級試験 (一般行政(DX)を除く)  免許資格職職員採用試験 (栄養士・司書を除く)  市町村立小・中学校事務 職員採用上級試験  警察事務職員採用上級試験	教養試験 知能分野 22問必須 知識分野 28問中18問 選択解答 択一式 120分  注 免許資格職及び小・中 事務は、教養試験のみ  専門試験 40問 (一般行政・警察事務は50問出題) 択一式 120分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ (警察事務は個別面接) 適性検査  論文試験 1題 75分
職員採用上級試験 (一般行政(DX))	専門試験 40問必須 択一式 90分  資格加点 最大10点  論文試験(評価は第2次試験で実施) 1題 90分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ
職員採用上級試験(新方式)	専門試験 40問 択一式 120分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ 個別面接(プレゼンテーション含む) 適性検査
職員採用初級試験  免許資格職職員採用試験 (栄養士・司書)  市町村立小・中学校事務 職員採用初級試験  警察事務職員採用初級試験	教養試験 50問必須 択一式 120分  専門試験 (設備、総合土木、栄養士・司書のみ) 40問必須 択一式 120分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ (警察事務は個別面接) 適性検査  作文試験 1題 60分 (栄養士・司書は論文試験 1題60分)
経験者職員採用試験	【一般行政】 教養試験 25問必須 択一式 75分 論文試験 1題 75分  【一般行政(DX)・心理・設 備・総合土木・建築・農業】 論文試験 1題 90分 資格加点 最大15点 (一般行政(DX)のみ最大20点)	【一般行政・心理・設 備・総合土木・建築・ 農業】 人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ 適性検査  【一般行政(DX)】 個別面接Ⅰ・Ⅱ 適性検査 専門試験 口述式 30分

試 験 区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
警察官（巡査）採用試験Ⅰ類 警察官（巡査）採用試験Ⅱ類 警察官（巡査）採用試験Ⅲ類	教養試験 50問必須 択一式 120分 資格加点 一律5点 論（作）文試験 1題 60分 適性検査	人物試験 個別面接 身体検査 体力検査
警察官（巡査）採用試験 （武道・体育指導Ⅰ類）	教養試験 50問必須 択一式 120分 論文試験 1題 60分 適性検査	人物試験 個別面接 身体検査 体力検査
警察官（巡査）採用試験 （国際捜査Ⅰ類） （サイバー犯罪捜査Ⅰ類） （サイバー犯罪捜査Ⅱ類）	専門試験Ⅰ 記述式 90分 論文試験 1題 60分 適性検査	専門試験Ⅱ 口述式 人物試験 個別面接 身体検査 体力検査

## (4) 実施状況（令和5年度）

## ア 上級試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験	最終	最終	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	受験者 d	合格者 e	倍率 b/e	
	人	人	人	%	人	人	人	倍	人
一般行政	193	1,402	1,034	73.8	772	596	339	3.1	181
一般行政(DX)	2	90	42	46.7	16	14	4	10.5	4
福祉	37	72	49	68.1	43	33	20	2.5	16
心理	22	61	42	68.9	35	29	20	2.1	14
設備	24	31	21	67.7	18	14	10	2.1	5
設備(警察)	3	9	6	66.7	3	3	2	3.0	2
総合土木	36	58	42	72.4	39	31	25	1.7	16
建築	5	10	7	70.0	7	5	4	1.8	3
化学	13	40	33	82.5	29	21	12	2.8	9
農業	15	62	40	64.5	39	34	18	2.2	14
林業	5	16	13	81.3	11	6	6	2.2	5
小計	355	1,851	1,329	71.8	1,012	786	460	2.9	269
小・中事務	21	150	106	70.7	87	72	25	4.2	23
警察事務	33	182	126	69.2	73	67	30	4.2	25
合計	409	2,183	1,561	71.5	1,172	925	515	3.0	317

## イ 初級試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験	最終	最終	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	受験者 d	合格者 e	倍率 b/e	
	人	人	人	%	人	人	人	倍	人
一般事務	10	186	142	76.3	54	36	18	7.9	6
設備	5	2	1	50.0	0	-	-	-	-
総合土木	6	14	11	78.6	10	9	6	1.8	6
小計	21	202	154	76.2	64	45	24	6.4	12
小・中事務	10	119	110	92.4	61	50	24	4.6	7
警察事務	21	137	115	83.9	112	102	38	3.0	23
合計	52	458	379	82.8	237	197	86	4.4	42

ウ 経験者職員採用試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験	最終	最終	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	受験者 d	合格者 e	倍率 b/e	
一般行政	人	人	人	%	人	人	人	倍	人
一般行政 (DX)	5	198	123	62.1	19	19	10	12.3	6
心理	2	28	19	67.9	8	7	4	4.8	2
設備	5	14	10	71.4	9	9	3	3.3	3
総合土木	6	25	17	68.0	13	13	8	2.1	5
建築	9	53	41	77.4	37	36	22	1.9	17
農業	2	21	13	61.9	9	9	4	3.3	4
合計	5	41	27	65.9	18	18	6	4.5	5
合計	34	380	250	65.8	113	111	57	4.4	42

エ 免許資格職試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験	最終	最終	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	受験者 d	合格者 e	倍率 b/e	
薬剤師	人	人	人	%	人	人	人	倍	人
獣医師	8	33	29	87.9	29	24	13	2.2	9
保健師	13	22	16	72.7	14	10	8	2.0	5
栄養士	14	25	22	88.0	22	22	16	1.4	11
司書	2	17	11	64.7	9	8	3	3.7	3
合計	6	80	66	82.5	24	21	8	8.3	6
合計	43	177	144	81.4	98	85	48	3.0	34

オ 警察官採用試験総括表

区 分	採用 予定 人員	申込者 a	第 1 次 試 験				第 2 次 試 験		最 終 合格者 e	最 終 倍 率 b/e	採用者	
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍 率 b/c	受験者 d	受験率 d/c				
	人	人	人	%	人	倍	人	%	人	倍	人	
県 内 第1回 (男性)	I	190	1,445	780	54.0	719	1.1	601	83.6	235	3.3	126
	II	10	469	270	57.6	193	1.4	111	57.5	28	9.6	8
	III	10	901	383	42.5	279	1.4	224	80.3	72	5.3	42
	計	210	2,815	1,433	50.9	1,191	1.2	936	78.6	335	4.3	176
県 内 第2回 (男性)	I	17	788	250	31.7	228	1.1	183	80.3	38	6.6	31
	II	5	292	99	33.9	90	1.1	53	58.9	11	9.0	10
	III	75	1,201	454	37.8	400	1.1	321	80.3	93	4.9	75
	計	97	2,281	803	35.2	718	1.1	557	77.6	142	5.7	116
県 内 合 計 (男性)	I	207	2,233	1,030	46.1	947	1.1	784	82.8	273	3.8	157
	II	15	761	369	48.5	283	1.3	164	58.0	39	9.5	18
	III	85	2,102	837	39.8	679	1.2	545	80.3	165	5.1	117
	計	307	5,096	2,236	43.9	1,909	1.2	1,493	78.2	477	4.7	292
県 外 (男性)	I	4	67	58	86.6	7	8.3	5	71.4	1	58.0	0
	III	16	65	55	84.6	7	7.9	4	57.1	0	-	0
	計	20	132	113	85.6	14	8.1	9	64.3	1	113.0	0
警察官 (男性) 合 計	I	211	2,300	1,088	47.3	954	1.1	789	82.7	274	4.0	157
	II	15	761	369	48.5	283	1.3	164	58.0	39	9.5	18
	III	101	2,167	892	41.2	686	1.3	549	80.0	165	5.4	117
	計	327	5,228	2,349	44.9	1,923	1.2	1,502	78.1	478	4.9	292
警察官 第1回～第2回 (女性)合計	I	30	720	320	44.4	276	1.2	204	73.9	31	10.3	19
	II	8	343	161	46.9	128	1.3	86	67.2	8	20.1	6
	III	15	658	266	40.4	183	1.5	145	79.2	15	17.7	11
	計	53	1,721	747	43.4	587	1.3	435	74.1	54	13.8	36
国際 捜査 I類	中国語	1	16	13	81.3	8	1.6	5	62.5	1	13.0	1
	ベトナム語	1	4	3	75.0	2	1.5	2	100.0	2	1.5	1
	トルコ語	2	2	2	100.0	2	1.0	1	50.0	1	2.0	1
	計	4	22	18	81.8	12	1.5	8	66.7	4	4.5	3
武道・体育指導 I類	7	13	13	100.0	9	1.4	9	100.0	4	3.3	4	
サイバー犯罪捜査 I類	2	13	8	61.5	3	2.7	3	100.0	1	8.0	1	
サイバー犯罪捜査 II類	2	12	10	83.3	7	1.4	4	57.1	1	10.0	1	
計	4	25	18	72.0	10	1.8	7	1.4	2	9.0	2	
総 合 計	395	7,009	3,145 (3,032)	44.9	2,541	1.2	1,961	77.2	542 (541)	5.8	337	

令和6年3月31日時点

注 ( ) 内は県外募集を除く数字。

## (5) 最終合格者の住所別・学歴別の状況

試験区分	総数	住所		最終学歴						
		県内	県外	大学院	大学	短大	高専・専修	高校	その他	
上級試験	一般行政	339	264	75	8	328	0	1	2	0
	一般行政(DX)	4	3	1	1	3	0	0	0	0
	福祉	20	14	6	0	20	0	0	0	0
	心理	20	12	8	10	10	0	0	0	0
	設備	10	6	4	4	5	0	0	1	0
	設備(警察)	2	1	1	0	2	0	0	0	0
	総合土木	25	21	4	3	22	0	0	0	0
	建築	4	1	3	2	2	0	0	0	0
	化学	12	8	4	5	7	0	0	0	0
	農業	18	10	8	8	10	0	0	0	0
	林業	6	5	1	0	6	0	0	0	0
	小計	460	345	115	41	415	0	1	3	0
	小・中事務上級	25	23	2	0	24	0	1	0	0
	警察事務上級	30	25	5	0	26	0	2	2	0
計	515	393	122	41	465	0	4	5	0	
免許資格職試験	薬剤師	13	10	3	0	13	0	0	0	0
	獣医師	8	3	5	0	8	0	0	0	0
	保健師	16	13	3	1	12	0	3	0	0
	栄養士	3	2	1	0	3	0	0	0	0
	司書	8	6	2	1	7	0	0	0	0
	計	48	34	14	2	43	0	3	0	0
初級試験	一般事務	18	14	4	0	0	0	10	8	0
	設備	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	総合土木	6	5	1	0	0	0	0	6	0
	小計	24	19	5	0	0	0	10	14	0
	小・中事務初級	24	17	7	0	0	1	15	8	0
	警察事務初級	38	25	13	0	1	0	12	25	0
	計	86	61	25	0	1	1	37	47	0
経験者職員採用試験	一般行政	10	8	2	2	8	0	0	0	0
	一般行政(DX)	4	3	1	2	1	0	0	1	0
	心理	3	3	0	3	0	0	0	0	0
	設備	8	7	1	1	7	0	0	0	0
	総合土木	22	19	3	3	14	1	2	2	0
	建築	4	2	2	0	4	0	0	0	0
	農業	6	3	3	3	3	0	0	0	0
	計	57	45	12	14	37	1	2	3	0
合計	706	533	173	57	546	2	46	55	0	

注 性別については、令和2年度から性的少数派への配慮の観点から申請の性別欄を廃止しているため把握できない。

## 2 採用選考

職員の任用に関する規則第15条に基づき、職員採用選考を実施した。

定例選考においては、選考職種は17職種で、被選考者数は前年度より29名減少し、100人となった。

### (1) 採用選考実施状況 総括表

区 分		被選考者	合格者	採用者	採用の内訳			
					知 事	教 育	警 察	その他
		人	人	人	人	人	人	人
割 愛 採 用 等	部 長 級	0	0	0	-	-	-	-
	副 部 長 級	1	1	1	-	1	-	-
	課 長 級	13	13	13	4	5	3	1
	副 課 長 級	5	5	5	-	-	5	-
	主 幹 級	5	5	5	-	4	1	-
	主 査 級	15	15	15	2	10	2	1
	主 任	3	3	3	-	2	1	-
	主 事 ・ 技 師	6	6	6	4	1	1	-
計		48	48	48	10	23	13	2
障 害 者	一 般 事 務	150	25	20	8	12	-	-
	警 察 事 務	13	1	0	-	-	-	-
	計	163	26	20	8	12	0	0
氷 河 期	一 般 事 務	205	6	6	6	-	-	-
	司 書	81	4	2	-	2	-	-
	計	286	10	8	6	2	0	0
定 例 選 考	看護師	3	1	1	1	-	-	-
	診療放射線技師	4	3	1	1	-	-	-
	臨床検査技師	4	1	1	1	-	-	-
	理学療法士	7	6	6	6	-	-	-
	作業療法士	8	6	6	6	-	-	-
	言語聴覚士	1	1	1	1	-	-	-
	職業訓練指導員 (機械科)	1	0	0	-	-	-	-
	職業訓練指導員 (コンピュータ制御科 若しくはメカトロニク ス科又は情報処理科又 は電子科)	2	1	1	1	-	-	-
	保育士	12	5	2	2	-	-	-
	学芸員 美術 (近代美術館)	10	8	2	-	2	-	-
	学芸員 保存科学	4	4	1	-	1	-	-
	学芸員 自然 (植物)	2	2	1	-	1	-	-
	水産職	6	2	2	2	-	-	-
	環境研究職 (温暖化対策分野)	1	1	1	1	-	-	-
	環境研究職 (環境科学分野)	3	2	1	1	-	-	-
	児童福祉司	30	17	14	14	-	-	-
	児童自立支援専門員	2	0	0	-	-	-	-
計	100	60	41	37	4	0	0	
合 計	597	144	117	61	41	13	2	

注 割愛採用等には、併任職員及びさいたま市立の小・中学校からの異動（採用）は含まない。

任命権者委任分については、別表（任命権者委任分）を参照。



別表 任命権者委任分

令和6.3.31現在

	区分	被選考者	合格者	内定者 (採用者)	内定(採用)の内訳			備考
					知事	教育	警察	
定例選考	医師	9人	7人	7人	7人	-	-	
割愛採用	警部	15	15	15	-	-	15	
	警部補	18	18	18	-	-	18	
	巡査部長	15	15	15	-	-	15	
	巡査長	2	2	2	-	-	2	
	巡査	6	6	6	-	-	6	

(2) 主な選考の実施状況

ア 障害者を対象とした選考

区分	申込者 a	被選考者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍率 b/c	選考日	合格 発表日	選考の方法
一般事務	211人	150人	71.1%	25人	6.0倍	(1次) 令和 5.10.15	(1次) 令和 5.11.2	【1次選考】 教養試験 (択一40問2時間) 【2次選考】 作文試験 (1題1時間)
警察事務	17	13	76.5	1	13.0	(2次) 令和 5.11.11	(最終) 令和 5.12.5	
受験資格	<p>○昭和38.4.2～平成18.4.1までに生まれた者</p> <p>○身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1～6級の者 または 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 または 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは 障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書の交付を受けている者</p> <p>○日本国籍を有する者</p> <p>○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者</p> <p>○1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人</p>							【2次選考】 人物試験

イ 就職氷河期世代を対象とした選考

区分	申込者 a	被選考者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍率 b/c	選考日	合格 発表日	選考の方法
一般事務	205人	205人	100.0%	6人	34.2倍	(1次) -	(1次) R5.9.27	【1次選考】 書類選考 【2次選考】 基礎能力検査 適性試験 【3次選考】 人物試験
司書	81	81	100.0	4	20.3	(2次) R5.10.11 ～R5.10.23	(2次) R5.11.24	
受験資格	<p>○昭和45.4.2～昭和61.4.1までに生まれた者</p> <p>○日本国籍を有する者(一般事務のみ)</p> <p>○司書の資格を有する人又は令和6年3月31日までに取得見込みの者(司書のみ)</p> <p>○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者</p>							

### 3 昇 任

地方公務員法第21条の4第1項、職員の任用に関する規則第21条の2及び第21条の10の規定に基づき、競争試験又は選考により、職員の昇任を行った。

競争試験には、警部昇任試験、警部補昇任試験及び巡査部長昇任試験があり、職員の任用に関する規則第21条の8の規定に基づき、警察本部長に委任している。

選考では、職員の任用に関する規則第21条の14の規定に基づき、警部、警部補、巡査部長の職への昇任を警察本部長に委任し、それ以外は人事委員会の選考により行った。

なお、人事委員会が行う選考のうち、一般行政事務に従事する職員の主査級への昇任については、職員の任用に関する規則第21条の11の規定に基づき、主査級昇任試験を実施した。

#### (1) 試 験

##### 警察官昇任試験実施状況

区 分	申込者 a	一次試験			二次試験			口 述 術 科 受 験 者	最 終 合 格 者 f	最 終 倍 率 b / f
		受 験 者 b	合 格 者 c	倍 率 b / c	受 験 者 d	合 格 者 e	倍 率 d / e			
警 部	1,889	1,868	403	4.6	397	129	3.1	128	68	27.5
警部補	2,862	2,821	512	5.5	512	253	2.0	252	147	19.2
巡査部長	2,563	2,522	598	4.2	594	319	1.9	319	230	11.0

#### (2) 選 考

##### ア 昇任選考

職		被 選 考 者	合 格 者	職		被 選 考 者	合 格 者
知 事	部 長 級	10 人	10 人	人 事 委 員 会	部 長 級	0 人	0 人
	副 部 長 級	21	21		副 部 長 級	0	0
	課 長 級	57	57		課 長 級	0	0
	副 課 長 級	100	100		副 課 長 級	0	0
	主 幹 級	111	111		主 幹 級	1	1
	主 査 級	139	139		主 査 級	2	2
小 計		438	438	小 計		3	3
県 議 会 議 長	部 長 級	0	0	警 察 本 部 長	部 長 級	0	0
	副 部 長 級	1	1		理 事 官 級	24	24
	課 長 級	0	0		警 視	95	95
	副 課 長 級	0	0		警 部 *	68	68
	主 幹 級	0	0		警 部 補 *	150	150
	主 査 級	5	5		巡 査 部 長 *	230	230
小 計		6	6	部 長 級	1	1	
選 挙 管 理 委 員 会	部 長 級	0	0	公 営 企 業 管 理 者	副 部 長 級	2	2
	副 部 長 級	0	0		課 長 級	3	3
	課 長 級	0	0		副 課 長 級	3	3
	副 課 長 級	0	0		課 長 補 佐 級	17	17
	主 幹 級	0	0		係 長 級	21	21
	主 査 級	0	0		小 計	614	614
小 計		0	0	(*を除く)		(166)	(166)
代 表 監 査 委 員	部 長 級	0	0	合 計	部 長 級	1	1
	副 部 長 級	0	0		副 部 長 級	2	2
	課 長 級	0	0		課 長 級	4	4
	副 課 長 級	0	0		副 課 長 級	4	4
	主 幹 級	0	0		主 幹 級	6	6
	主 査 級	1	1		主 査 級	6	6
小 計		1	1	小 計		23	23
教 育 委 員 会	部 長 級	2	2	合 計		1,210	1,210
	副 部 長 級	8	8	(*を除く)		(762)	(762)
	課 長 級	12	12				
	副 課 長 級	6	6				
	主 幹 級	38	38				
	主 査 級	50	50				
小 計		116	116				
下 水 道 事 業 管 理 者	部 長 級	1	1				
	副 部 長 級	1	1				
	課 長 級	2	2				
	副 課 長 級	0	0				
	主 幹 級	2	2				
	主 査 級	3	3				
小 計		9	9				

注 \*印の職への昇任選考は、職員の任用に関する規則第21条の14の規定により、警察本部長に委任したものである。

イ 主査級昇任試験（第50回）

(ア)実施日程、試験の方法及び受験資格

区分	試験の方法	試験日	合格発表日	受験資格
第1次試験	択一式40問 (2時間)	R5. 10. 16	R5. 10. 23	次のa及びbの要件をすべて満たす者とする。 a 一般行政事務に従事する主任のうち、令和6年3月31日（以下「基準日」という。）現在39歳未満であって、かつ、本県職員としての在職期間が1年を超える者。ただし、33歳未満の者にあつては、基準日現在において、主任在職期間が1年を超える者。 b 令和5年3月31日現在、人事委員会が別に定める研修を修了した者。ただし、人事委員会が特に認めた者については、特例として当該条件を満たす者とみなす。
第2次試験	論文（1時間）	R5. 11. 6	R5. 12. 8	
	個別面接 (約30分)	R5. 11. 7 11. 8 11. 10		

(イ)実施状況

区分	有資格者 a	申込者 b	申込率 b/a	受験者等 c	受験率等 c/a	合格者等 d	倍率 c/d
第1次試験	345人	206人	59.7%	195人	56.5%	90人	2.2倍
第1次試験免除者	45	35	77.8	35	77.8	35	—
小計	390	241	61.8	230	59.0	125	—
第2次試験	125	—	—	120	96.0	75	1.6 〔最終〕 3.1

## 4 転任

職員の任用に関する規則第3条第3項の規定に基づき、職に欠員を生じ、これを転任によって補充しようとする場合について、その承認を行った。

区分	合計	知事	教育委員会	警察本部長	公営企業管理者	その他
	人	人	人	人	人	人
教員から事務職員	24	7	17	—	—	—
事務職員から警察官	8	—	—	8	—	—
警察官から事務職員	9	7	1	1	—	—
事務職員から保健師	1	—	—	1	—	—
保健師から事務職員	1	—	—	1	—	—
合計	43	14	18	11	—	—

## 5 臨時的任用

職員の任用に関する規則第39条及び第40条の規定に基づき、職に欠員が生じた場合において、臨時的任用を行うこと及びその期間の更新を行うことについて、その都度承認を行った。

職		承認状況	
		新規	更新
教育委員会	主事（高校）	82	64
	主事（特別支援）	29	24
	主事（教育局等）	4	1
	事務主事（小・中）	136	121
	司書（図書館）	7	7
	司書（高校）	15	15
	司書（教育局等）	1	1
	栄養技師（高校）	11	11
	栄養技師（特別支援）	1	1
	学校栄養職員（小・中）	33	30
	学芸員	9	7
	技師	1	1
合計		329	283

## 第 3 章 給 与 関 係

職員の給与に関して、令和 5 年 4 月現在における職員の給与及び県内民間事業所の給与を調査し、これらに基づいて、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

### 1 職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

令和 5 年 10 月 19 日、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員の給与に関する報告（意見）及び勧告

##### ア 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和 5 年職員給与実態調査」によると、令和 5 年 4 月 1 日において、職員の総数は 54,821 人で、平均年齢は 39.2 歳となっている。これらの職員の平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は、397,997 円となっている。

これらのうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均年齢は 41.3 歳、平均給与月額は 373,164 円となっている。

##### イ 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の 2,291 民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 474 の事業所について「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる 76 職種の 16,615 人の従業員について、令和 5 年 4 月分として支払われた給与月額等を個別に調査した。

また、各民間企業における各種手当・給与改定の状況、初任給等についても事業所単位で調査した。

##### ウ 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつてはこれと類似すると認められる職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ精密に比較した。その結果、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 3,548 円（0.94%）下回っていた。

また、令和 4 年 8 月から令和 5 年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額 4.49 月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40 月）が民間の特別給の

年間支給割合を下回っていた。

## エ 生計費

令和5年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ132,640円、183,160円及び233,690円となっている。

## オ 職員の給与改定

### (ア) 月例給（令和5年4月から実施）

行政職給料表：初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含めて引上げ

行政職給料表以外の給料表：行政職給料表との均衡を基本に改定

### (イ) 特別給（令和5年12月から実施）

民間の特別給の年間支給割合に見合うように、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数を引き上げる。（年間4.40月 → 4.50月、引上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分）

## (2) 人事管理に関する報告(意見)

### ア 人材の確保及び育成

#### (ア) 人材の確保

採用試験等においては、令和5年度に、上級試験及び経験者職員採用試験で「一般行政（DX）」の試験職種を新設し、また、経験者職員採用試験の技術系職種等で教養試験を廃止し資格加点制度を設けるなど、より受験しやすい試験制度に見直しを行った。

令和6年度からは、上級試験、初級試験及び免許資格職試験の行政職以外の職種でも教養試験を廃止する。今後も、こうした見直しの効果検証を行いながら、一般行政職も含めた試験制度の不断の見直しを検討していく必要がある。

他の都道府県においては教養試験・専門試験に代えて民間企業等で多く使われている基礎能力検査を行う別枠の設置や、試験実施時期や回数の見直し、

また、国においては基礎能力試験の出題数削減などを行っている。本県においても、新たな視点での人材確保について調査・研究を行い、効果の高いものは取り入れていくことが必要である。

情報発信については、個別相談会の開催、人材確保が厳しい技術系職種用パンフレットの作成などを新たに行っている。今後は、若年層が多用するSNSや動画配信などを強化するとともに、新規の大学等へのアプローチや大学1、2年生向けの現場見学会やインターンシップなど、任命権者と協力して県の仕事の魅力を発信し、採用につながる取組を積極的に進めていく必要

がある。

本委員会は、任命権者と協力して、試験制度の見直しと情報発信を両輪として人材確保の取組を進めていく。

また、職員の定年引上げを段階的に実施している間も、安定的な県政運営のため、計画的な新規採用を行うよう引き続き任命権者に求める。

#### (イ) 人材の育成

急速に変化する社会情勢とその課題解決に向け、職場でのOJTや職員研修を通じた職員の能力育成、障害を有する職員が働きやすい職場環境づくり、DXの推進に向け、職員のICTリテラシーを向上させ、デジタル人材を育成するための研修等を計画的に行っていくことが必要である。

職員は、大幅な変化に適応できるよう必要なスキルを獲得していくことが求められ、全庁を挙げてリスクリングを支援していくことが重要である。

#### (ウ) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

人事評価の公平性や客観性、納得性に十分留意し、必要な改善を図るなど、定年前再任用短時間勤務職員等を含めた職員に対する制度について、今後も人事評価を任用・給与等の人事管理により適切な活用を図っていくことが重要である。

主査級昇任試験については、自身のキャリアや能力、仕事と生活の両立等に関する不安を解消し、受験率を向上させるため、職員の受験意欲の向上と受験しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

本委員会では、令和5年度は新たに、勉強方法や昇任後の感想などを聴くことができる先輩職員座談会の配信のほか、個人が抱える個別の疑問を先輩職員に直接相談できる個別相談会を行ったところである。

今後も、主査級昇任試験の受験率を向上させるため、引き続き任命権者と連携して取り組む必要がある。

#### (エ) 女性職員の活躍の推進

女性職員の活躍の推進については、その職域を広げ、より多様な職場で職員の能力を最大限に発揮できるようにするため、管理職登用を含めた女性職員の活躍を推進する取組を引き続き実施していくことが重要である。

また、男女を問わず、職員の意欲や適性を踏まえ、仕事と生活の両立を支援するなど働きやすい職場づくりを進めることは、県庁全体のパフォーマンスを向上させ、昇任への不安の払拭と受験意欲の向上につながる。

そのため、テレワークの推進や男性の育児休業取得の促進などの働き方改革と勤務環境の整備等を一層推進することが重要である。

## イ 働き方改革と勤務環境の整備等

### (ア) 柔軟な働き方に資するDXの更なる推進

テレワークは、柔軟な働き方の一つとして、本県でも知事部局等で活用され、育児、介護に携わる職員等、多様な人材の活躍にも資することから、引き続き推進していくべきであり、本県においても、職場のコミュニケーション等に留意したテレワークの実施に係る適切なマネジメントや運用ルールの確保の方策について、国や他の都道府県における状況等を注視するとともに、対応を検討していく必要がある。

令和5年度は、ノーコードツールを導入し、生成AIの業務利用も始まった。DXのセカンドステップとして業務プロセスの変革を進めることにより生み出された時間を、高齢化社会にあって現場で県民と対話しながら丁寧に対応すべき仕事や時代の変化に応じて人間にしかできない創造的な仕事に振り向けることで、よりよい県民サービスの提供と働き方の質の向上につなげていくことを期待する。

### (イ) 仕事と生活の両立支援の推進

仕事と生活の両立支援は、職員のWell-beingの実現を図り、組織パフォーマンスを向上させるだけでなく、優秀な人材を確保する上でも重要である。男性の家事・育児への主体的な参加と共働き・共育ての定着を図るため、男性職員の育児休業取得を促進することは、本県でも同様に取り組んでいくべき課題である。引き続き、育児休業に伴う代替職員の配置等を行い、安心して希望する期間の育児休業が取得できる環境づくりを進めることが求められる。

また、仕事と介護との両立も切実な問題であり、職場においては、引き続き、介護休暇等の制度の周知を図るとともに、職員に対する理解とサポートの取組が求められる。

本年、人事院は、フレックスタイム制と週1日を限度に勤務時間を割り振らない日（以下「ゼロ割振り日」という。）を設定することについて、育児介護等職員以外の職員にも拡大することが適切である旨の勧告と、勤務間のインターバルの確保について各省庁の長の責務を明確にすることが適当であるとする報告を行った。本県においても、職場の実情等も踏まえて、国の見直しの動きを参考に検討していく必要がある。

### (ウ) 総実勤務時間の縮減

長時間労働の是正等、学校における働き方の見直しは全国的に注目されている。県教育委員会においても、「学校における働き方改革基本方針」（令和4年4月改定）等の取組によりわずかながら改善が見られる。

教員採用試験の倍率低下の観点からも、学校の働き方改革は極めて重要である。

学校における働き方改革の推進は、教職員定数を充足した上で、育児休



業等の代替教職員の確保が必要となる。現在、教員人材の掘り起こしや確保を図る新たな取組が進められているが、一層の努力が求められる。

今後の国における教員の働き方や給与面に係る見直し等の動向を注視しつつ、引き続き、対応策を講じていくことが求められる。

(エ) 心身の健康管理、ハラスメントの防止及び公務員倫理の徹底

近年、休職者のうち精神疾患を原因とする職員の占める割合の高い状況が続いている。任命権者において引き続きメンタルヘルス対策を中心に職員の健康の保持・増進に取り組んでいかなければならない。

職員の執務環境、特に室温の管理などに対しても、感染症対策のための換気の確保や猛暑日の増加等といった点も考慮し、適切な注意が払われる必要がある。

また、近年、パワーハラスメントなどの人間関係に関する苦情相談が多い傾向が続いている。各種のハラスメントは行為者の自覚なく行われるケースも多いため、引き続き、職場研修により、どういった行為がハラスメントに当たりうるかといった認識の共有や相談窓口の周知等に取り組み、ハラスメントのない、風通しの良い職場づくりに努めなければならない。

最後に、職員は、県民全体の奉仕者として県民からの信頼に応えるため、高い倫理感、使命感を持って行動すべきことを改めて深く自覚しなければならない。

## 2 職員給与実態調査

(1) 令和5年4月における職員の平均給与月額等は、次のとおりである。

	行政職給料表適用職員	全職員
給料	322,991 円	345,669 円
扶養手当	6,707	7,483
地域手当	28,380	29,946
住居手当	6,402	6,487
管理職手当	8,677	4,705
その他	7	3,707
平均給与月額	373,164	397,997

注 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

## (2) 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当	その他の 手当	平均給与月額
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
行政職	8,580	41.3	18.9	322,991	6,707	28,380	6,402	8,677	7	373,164
公安職	11,656	38.1	17.3	337,279	11,740	29,353	4,929	1,786	100	385,187
研究職	304	42.4	19.1	361,303	9,502	31,909	7,815	9,709	0	420,238
医療職(1)	52	43.6	19.0	447,726	7,183	78,765	11,029	37,377	247,375	829,455
医療職(2)	338	40.5	17.1	329,199	5,361	28,368	6,396	4,189	0	373,513
医療職(3)	247	41.2	17.8	330,734	3,787	28,133	5,496	1,882	0	370,032
教育職(1)	10,018	40.5	17.9	367,432	6,721	31,497	7,400	2,550	7,365	422,965
教育職(2)	22,601	38.3	15.6	350,637	6,069	30,239	6,873	5,767	5,103	404,688
学校栄養職	48	43.4	22.1	350,864	2,458	29,367	4,500	0	0	387,189
事務職	976	38.1	16.5	305,339	5,343	25,877	7,291	0	0	343,850
特定任期付職員	1									
全給料表	54,821	39.2	17.0	345,669	7,483	29,946	6,487	4,705	3,707	397,997

- 注 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。  
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。  
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

## (3) 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	職員数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,580	80.7	6.7	12.6	0.0	62.2	37.8
公安職給料表	11,656	43.4	5.8	50.8	—	87.5	12.5
研究職給料表	304	96.4	1.6	2.0	—	74.3	25.7
医療職給料表(1)	52	100.0	—	—	—	73.1	26.9
医療職給料表(2)	338	89.1	10.6	0.3	—	34.3	65.7
医療職給料表(3)	247	57.9	41.7	0.4	—	12.6	87.4
教育職給料表(1)	10,018	95.8	2.5	1.7	—	55.8	44.2
教育職給料表(2)	22,601	94.7	5.3	—	—	44.8	55.2
学校栄養職給料表	48	35.4	64.6	—	—	4.2	95.8
事務職給料表	976	54.2	14.0	31.8	—	45.2	54.8
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	54,821	80.8	5.5	13.7	0.0	58.6	41.4

注 再任用職員は含まれていない（以下(5)まで同じ。）。

## (4) 給料表別・級別人員分布

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	970	1,482		1,946	2,168	802	752	357	74	14	15
公安職給料表	503	1,370		2,388	4,387	1,912	470	416	153	57	
研究職給料表	—	69		176	57	2					
医療職給料表(1)	18	17		11	6						
医療職給料表(2)	—	29		55	124	75	48	6	1		
医療職給料表(3)	—	31		87	56	57	16	—			
教育職給料表(1)	202	9,325	95	243	153						
教育職給料表(2)	—	19,996	528	1,089	988						
学校栄養職給料表	—	—		1	23	24					
事務職給料表	133	173		208	253	131	78				

## (5) 給料表別・年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	公安職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (1)	教育職 (2)	学校 栄養職	事務職	特定 任期付 職員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下												
18	11	67								2		80
19	8	105					1			2		116
20	19	109				1		1		16		146
21	22	155						6		10		193
22	186	295	1		6	8	149	510		28		1,183
23	237	286	4		3	10	185	585		18		1,328
24	278	323	3	1	5	11	188	650		25		1,484
25	247	279	9	4	8	6	213	698		22		1,486
26	218	348	8		10	6	288	742		29		1,649
27	234	335	12	1	7	4	295	758		18		1,664
28	252	331	8	3	3	3	351	874		34		1,859
29	230	301	8		14	6	353	886		48		1,846
30	287	334	14	5	15	6	351	863		32		1,907
31	238	334	7	2	12	3	375	925		25		1,921
32	287	255	6	1	15	4	377	903		29		1,877
33	249	348	10	1	13	8	382	884		32		1,927
34	200	386	10	1	20	6	391	898	3	37		1,952
35	178	392	8	4	13	7	365	882	1	49		1,899
36	196	378	5	1	12	7	327	813	2	51		1,792
37	207	407	5		20	7	282	777	5	31		1,741
38	171	429	6		7	5	255	644	5	27		1,549
39	157	411	7		11	5	224	588	5	25		1,433
40	142	422	9	1	8	4	231	592	3	24		1,436
41	151	455	6		10	5	198	549	3	41		1,418
42	167	404	6		6	4	244	565	1	26		1,423
43	145	395	6	1	6	6	203	516	2	30		1,310
44	118	344	5	1	2	5	218	529	2	15		1,239
45	137	334	9	2	6	10	198	459		18		1,173
46	169	288	6	1	2	7	213	363		10		1,059
47	152	251	8		3	5	206	391		16		1,032
48	209	283	8	1	3	7	210	408	5	15		1,149
49	251	261	7	1	5	4	216	403	1	21		1,170
50	257	219	12	1	3	9	220	356		21		1,098
51	319	193	10	1	11	11	188	348	2	19		1,102
52	319	156	8		8	9	206	346	2	20		1,074
53	302	153	9		6	10	193	365	3	15		1,056
54	320	165	13	2	14	8	190	365		17		1,094
55	320	137	14	1	7	9	214	400		13		1,115
56	240	117	11	1	7	4	242	409		10		1,041
57	264	155	11	1	11	4	313	413	2	16		1,190
58	237	158	10	3	12	8	366	463		21		1,278
59	248	158	5	1	14	5	394	472	1	18		1,316
60	1				3		3	2				9
61					4							4
62					1							1
63					1							1
64												0
65												0
66歳以上												0
合計	8,580	11,656	304	52	338	247	10,018	22,601	48	976	1	54,821

### 3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査した。

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,291事業所

(2) 調査事業所の抽出

調査対象事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から474事業所を無作為に抽出

【産業別・企業規模別調査事業所数】

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所 388	事業所 198	事業所 135	事業所 55
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	25	11	8	6
製造業	170	68	75	27
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報 通信業, 運輸業, 郵便業	76	48	17	11
卸売業, 小売業	30	16	12	2
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	16	11	5	—
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	71	44	18	9

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が81所あった。
- 2 調査対象事業所474所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所5所を除いた469所に占める調査完了事業所388所の割合（調査完了率）は、82.7%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(3) 調査実人員

16,615人。なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は121,049人。

## 第 4 章 公平審査関係

公平審査制度は、職員の身分保障、権利救済を目的として地方公務員法によって創設されたものである。これは、中立、公正な第三者機関である人事委員会に準司法的機能を与え、任命権者の人事上の権限行使についてチェックし、もって適正な行政運営を確保することにある。

### 1 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法は、違法又は不当な不利益処分の事後的な救済を目的として審査請求の制度を設けている(第49条から第51条の2まで)。これは、任命権者によって懲戒等自己の意に反する不利益な処分を受けた職員が、人事委員会に対して審査請求を行い、人事委員会は、その処分を審査して、適法かつ妥当であればこれを承認し、違法又は不当であれば当該処分の取消しや修正をするとともに、必要があれば、任命権者に対して、その職員が被った不当な取扱いを是正する措置を指示するものである。

令和4年度から令和5年度に引き継がれた事案は8事案13件(うち昭和60年以前に請求がなされたものは、7事案12件)であったが、令和5年度中に2事案2件の請求があった。

令和5年度においては、1事案1件について処分承認の裁決を行ったため、令和6年3月末における係属事案は、9事案14件である。

なお、係属中の事案は、次のとおりである。

#### 係属中の不利益処分審査請求事案

(令和6年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	停職 減給 戒告	現在 12件
令和5年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	
令和6年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	

## 2 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法は、職員が、給与・勤務時間その他の勤務条件について適当な措置がとられることを可能にするため勤務条件に関する措置の要求の制度を設けている（第46条から第48条まで）。職員は、職員としての地位に基づく経済上の権利を確保するため、当局（権限を有する地方公共団体の機関）の適当な措置がとられるべきことの審査を人事委員会に求めることができる。そして、人事委員会は審査の結果これを認めるべきと判断したときは、その権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については当局に実行させるため必要な措置を勧告するものである。

令和4年度から令和5年度に引き継がれた事案及び令和5年度中に新たに措置要求された事案はなかった。

令和6年3月末における係属事案はない。

## 3 苦情相談

地方公務員法は、人事委員会の事務として職員からの苦情を処理することを定めており（第8条）、当委員会では、平成17年度から相談窓口を設け、審査請求や措置要求までに至らないような勤務条件などに関する職員からの苦情相談を行っている。

令和5年度における相談件数は40件（前年度50件）、相談の主な内容は、パワハラ・セクハラ等21件、勤務条件12件、任用関係2件となっている。



## 第 5 章 勤務条件関係

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第 24 条において根本基準が規定され、同法第 8 条において人事委員会がその制度の研究結果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出することとされている。

また、地方公務員には、原則として労働基準法及び労働安全衛生法が適用され、このうち、非現業職員に対する労働基準監督機関としての職権は、地方公務員法第 58 条第 5 項により、人事委員会が行うものとされている。

さらに、職員団体に関しては、人事委員会が職員団体の登録を行うとともに、人事委員会規則により管理職員等の範囲を定めている。

### 1 人事管理に関する報告（意見）

令和 5 年 10 月 19 日、地方公務員法第 8 条の規定に基づき、議会及び知事に対して、人事管理に関する報告（意見）を行った。

### 2 労働基準監督の状況

労働基準法及び労働安全衛生法の規定は、地方公務員法第 58 条第 3 項の規定により除外されるものを除き、原則として職員に適用される。その適用に関して、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、労働基準法別表第 1 第 12 号及び官公署（別表第 1 に掲げる事業を除く。）の事業に従事する職員について、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使している。

#### (1) 認定、許可、検査等

令和 5 年度中に本委員会が行使した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督機関の職権行使事項は次のとおりである。

内 容	知 事	教 育	警 察	計
① 労働基準法関係				
ア 事業所の号別決定	0	4	7	11
イ 時間外・休日労働に関する協定届	23	213	1	237
ウ 宿直又は日直勤務許可	0	0	0	0
エ 解雇予告除外認定	0	3	1	4
② 労働安全衛生法関係				
ア 総括安全衛生管理者選任報告	1	0	1	2
イ 衛生管理者選任報告	11	65	57	133
ウ 産業医選任報告	19	4	13	36
エ 労働者死傷病報告	3	14	73	90
オ 機械等設置届	1	0	0	1
カ 機械等設置報告	0	0	0	0

(2) 参考

県の機関については、令和6年3月31日現在、労働基準法の規定に基づく号別決定等が次のとおりなされている。

ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する機関【357事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
12	教育業 研究業 調査業 [223]	知事 [22]	環境科学国際センター、消防学校[2]、衛生研究所、高等看護学院、高等技術専門校[6]、職業能力開発センター、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、農業大学校、農業技術研究センター、農業技術研究センター各試験場[2]、茶業研究所、水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
		教育 [200]	総合教育センター、総合教育センター江南支所、図書館[2]、近代美術館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、げんきプラザ[2]、伊奈学園中学校（給食場を除く。）、県立高等学校（給食場を除く。）[137]、特別支援学校（寄宿舎及び給食場を除く。）[50]
		警察[1]	警察学校
別表第1 の各号に 属さない 事業 [134]	議会[1]	議会事務局	
	知事 [72]	本庁、東京事務所、パスポートセンター、地域振興センター[9]、県税事務所[14]、自動車税事務所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、防災航空センター、環境管理事務所[7]、福祉事務所[4]、精神保健福祉センター、発達障害総合支援センター、児童相談所（中央、南、所沢、熊谷及び越谷の保護担当を除く。）[7]、食肉衛生検査センター、動物指導センター、計量検定所、農林振興センター（さいたま・東松山・秩父・本庄・加須・春日部）[6]、川越農林振興センター管理部・農業支援部・農村整備部、川越農林振興センター林業部、大里農林振興センター管理部、大里農林振興センター農業支援部、病虫害防除所、家畜保健衛生所[3]、総合技術センター、建築安全センター[3]	
	教育[5]	本局、教育事務所[4]	
	警察 [52]	本庁、鉄道警察隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許本部、機動隊、機動センター、北部機動センター、東部機動センター、警察本部分庁舎（上尾）、警察本部分庁舎（宮原）、警察本部分庁舎（鹿手袋）、武蔵浦和合同庁舎、警察署[39]	
	監査[1]	監査事務局	
	人事委員会[1]	人事委員会事務局	
	労働委員会[1]	労働委員会事務局	
収用委員会[1]	収用委員会事務局		

イ 所轄の労働基準監督署が職権を行使する機関【49事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
1	製造加工業 [1]	教育 [1]	県立学校の給食場
3	土木建築業 [20]	知事 [20]	大里農林振興センター農村整備部、寄居林業事務所、県土整備事務所[12]、西関東連絡道路建設事務所、鉄道高架建設事務所、総合治水事務所、八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、宮繕・公園事務所
7	畜産業水産業 [1]	知事 [1]	秩父高原牧場
13	保健衛生業 [25]	知事 [20]	保健所[13]、総合リハビリテーションセンター、児童相談所保護担当(中央、南、所沢、熊谷、越谷)[5]、埼玉学園
		教育 [5]	特別支援学校寄宿舎[5]
14	娯楽場 [1]	知事 [1]	県営競技事務所
15	清掃と畜場 [1]	知事 [1]	環境整備センター

(3) ボイラー及び第一種圧力容器性能検査（労働安全衛生法第41条関係）

性能検査は、（一社）日本ボイラ協会関東検査事務所が実施している。

（単位：基）

	知事部局	教育局	警察本部	計
ボイラー	4	5	0	9
第一種圧力容器	6	6	0	12
計	10	11	0	21

### 3 職員団体の登録状況

職員団体は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例の定めるところにより、人事委員会に登録の申請を行うことができる。

職員団体は、登録を受けることにより、①地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと（第55条）、②職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること（第55条の2）、③人事委員会に申し出て法人格を取得できること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項）が認められる。

人事委員会に登録されている職員団体は、令和6年3月末現在16団体である。

令和5年度には、埼玉県県土整備都市整備職員組合、埼玉県教職員組合、埼玉県職員組合、埼玉教育労働者組合、埼玉高等学校教職員組合、児玉郡市教職員組合、比企教職員組合、自治労埼玉県職員労働組合、全統一埼玉県GTT教職員組合、埼玉Team of Teachersから役員等についての登録事項変更届が提出されたので、これらを受理し、登録を行った。

(令和6年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・ 非法人 の別	単位団体 又は連合 体の別	役員数 (名)	構成員数 (名)	登 録 年 月 日
埼玉県県土整備 都市整備職員組合	さいたま市南区沼影2-4-7 (さいたま県土整備事務所内)	栗林 直樹	法人	単位団体	7	447	昭和 41.10.6
埼玉県高等学校教職員組合	さいたま市浦和区高砂3-12 -24(埼玉教育会館内)	小澤 道夫	法人	単位団体	36	1,605	41.10.8
埼玉県教職員組合	さいたま市浦和区高砂3-12 -24(埼玉教育会館内)	北村 純一	法人	単位団体	20	535	41.10.8
埼玉県職員組合	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁内)	宮内 裕紀	非法人	単位団体	15	387	41.10.8
埼玉県独立高等学校 教職員組合	さいたま市浦和区高砂4-4-1	田島 高行	非法人	単位団体	13	86	42.10.28
学校事務ネットワーク さいたま	さいたま市浦和区高砂4-3-5	磯田 勝	法人	単位団体	11	19	51.11.29
埼玉教育労働者組合	八潮市八潮7-19-12	坂本 里枝	法人	単位団体	9	15	55.2.13
埼玉教職員組合	さいたま市浦和区高砂4-3-5 (県労評会館4階)	丸山 巧	法人	単位団体	13	241	平成 1.12.25
埼玉高等学校教職員組合	さいたま市浦和区仲町3-13 -10(ヤギシタビル内)	嶋田 和彦	法人	単位団体	11	115	1.12.25
児玉郡市教職員組合	本庄市児玉町吉田林910-1 (児玉教育会館内)	木村 和世	法人	単位団体	8	70	2.4.17
比企教職員組合	東松山市六軒町19-17 (比企教育会館内)	岡島 孝徳	法人	単位団体	14	92	2.5.18
自治労埼玉県職員労働組合	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁内)	内野 秀和	非法人	単位団体	21	105	3.2.1
学校ユニオン埼玉	東京都日野市新町3-37-10	戸谷 克己	非法人	連合体	6	構成団体数 5(団体)	16.4.8
教育者ネットワーク埼玉	東松山市石橋2148-20	千野 武則	非法人	単位団体	2	57	22.9.30
全統一埼玉県GTT 教職員組合	東京都台東区上野1-12-6 (2階 全統一労働組合内)	市ノ川賢二	非法人	単位団体	24	7	令和 2.9.24
埼玉Team of Teachers	本庄市児玉町児玉南3-1-1 12	山口 航	非法人	単位団体	8	14	4.11.2

注 構成員数は、当該団体から届出のあった登録申請書又は登録事項変更届に記入のあった数である。

## 4 年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績

人事管理に関する報告（意見）の基礎資料とするため、令和4年の年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績について、調査を実施した。

### (1) 年次休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
11.2	13.5	12.6	10.7	10.2	12.5	15.2	11.0	13.2	13.4
(10.8)	(13.5)	(12.4)	(10.6)	(11.7)	(12.5)	(11.7)	(9.3)	(12.2)	(11.3)

警察本部			行政委員会						全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	小計	選挙管理委員会	全体	
12.3	9.6	10.5	12.3	10.5	13.0	12.1	7.1	11.9	12.7
(11.6)	(9.3)	(10.1)	(12.3)	(8.9)	(12.7)	(11.6)	(-)	(-)	(11.2)

- 注1 ( )内の数字は、令和3年度の数値である。  
 2 令和3年の全体の数値は選挙管理委員会を含まない。  
 3 調査対象者は、時間外勤務手当の支給対象職員とした。

### (2) 夏季休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
4.9	4.9	4.9	5.0	5.0	4.9	5.0	5.0	4.2	4.7
(4.8)	(4.9)	(4.9)	(4.9)	(5.0)	(5.0)	(5.0)	(5.0)	(4.2)	(4.7)

警察本部			行政委員会						全体
本部	警察	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	小計	選挙管理委員会	全体	
5.0	4.9	5.0	4.9	4.5	5.0	4.9	5.0	4.9	4.8
(5.0)	(4.9)	(4.9)	(5.0)	(3.9)	(4.8)	(4.7)	(-)	(-)	(4.8)

- 注1 ( )内の数字は、令和3年度の数値である。  
 2 令和3年の全体の数値は選挙管理委員会を含まない。

(3) 厚生計画実施に係る職務専念義務免除の状況（職員1人当たりの平均承認日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
2.4	2.8	2.6	1.7	2.7	2.6	3.0	3.0	1.7	2.5
(2.2)	(2.7)	(2.5)	(1.4)	(2.8)	(2.6)	(3.0)	(3.0)	(1.8)	(2.5)

警察本部			行政委員会						全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	小計	選挙管理委員会	全体	
0.0	0.0	0.0	2.6	2.3	2.9	2.6	0.7	2.5	2.0
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.4)	(2.6)	(2.9)	(2.6)	(-)	(-)	(2.0)

注1 対象期間は令和4年5月～令和5年3月、（ ）内の数字は令和3年5月～令和4年3月の数値である。

2 令和3年の全体の数値は選挙管理委員会を含まない。

3 取得可能日数は3日である。

(4) 時間外・休日勤務時間（月平均の時間外・休日勤務時間）

単位（時間／月）

知事部局			教育委員会			
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	全体
19.9	9.7	13.7	21.6	16.6	4.8	14.7
(21.6)	(11.4)	(15.3)	(23.4)	(15.1)	(5.2)	(15.8)

警察本部			行政委員会						全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	小計	選挙管理委員会	全体	
17.4	23.2	21.4	14.2	19.6	4.3	13.3	66.1	16.2	18.7
(18.0)	(22.8)	(21.2)	(14.0)	(17.1)	(4.5)	(12.7)	(-)	(-)	(19.2)

注1 （ ）内の数字は、令和3年度の数値である。

2 令和3年の全体の数値は選挙管理委員会を含まない。

3 調査対象者は、時間外勤務手当の支給対象職員とした。

## 第 6 章 そ の 他

### 1 会議等開催状況（令和5年度）

(1) 全国人事委員会連合会（全人連）

会議名	開催期日	開催地	備考
第131回総会	令和 5. 6. 29	東京都	全人連主催
第66回公平審査事務研修会	5. 7. 6～7. 7	北海道	
給与勧告説明会	5. 8. 10	WEB開催	全人連主催

(2) 全国人事委員会事務局長会議

会議名	開催期日	開催地	備考
事務局長会議	令和 5. 8. 25	WEB開催	総務省主催

(3) 十六都道府県人事委員会協議会

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議	令和 5. 4. 25	大阪府	WEB併用
事務局長会議	5. 7. 14	神奈川県	

(4) 関東甲信越静岡人事委員会協議会  
ア 会議

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議	令和 5. 5. 18	神奈川県	千葉県主催
事務局長会議	5. 9. 8	WEB開催	

イ 研修会

研修会名	開催期日	開催地	備考
公平審査事務研修会	令和 5. 6. 23	東京都	栃木県主催
任用事務研修会	5. 12. 4～6. 2. 16	書面開催	山梨県主催
給与事務研修会	5. 12. 19～6. 3. 7	書面開催	埼玉県主催

(5) 三県人事委員会連絡協議会

会議名	開催期日	開催地	備考
任用担当課長会議	令和 6. 2. 7	神奈川県	





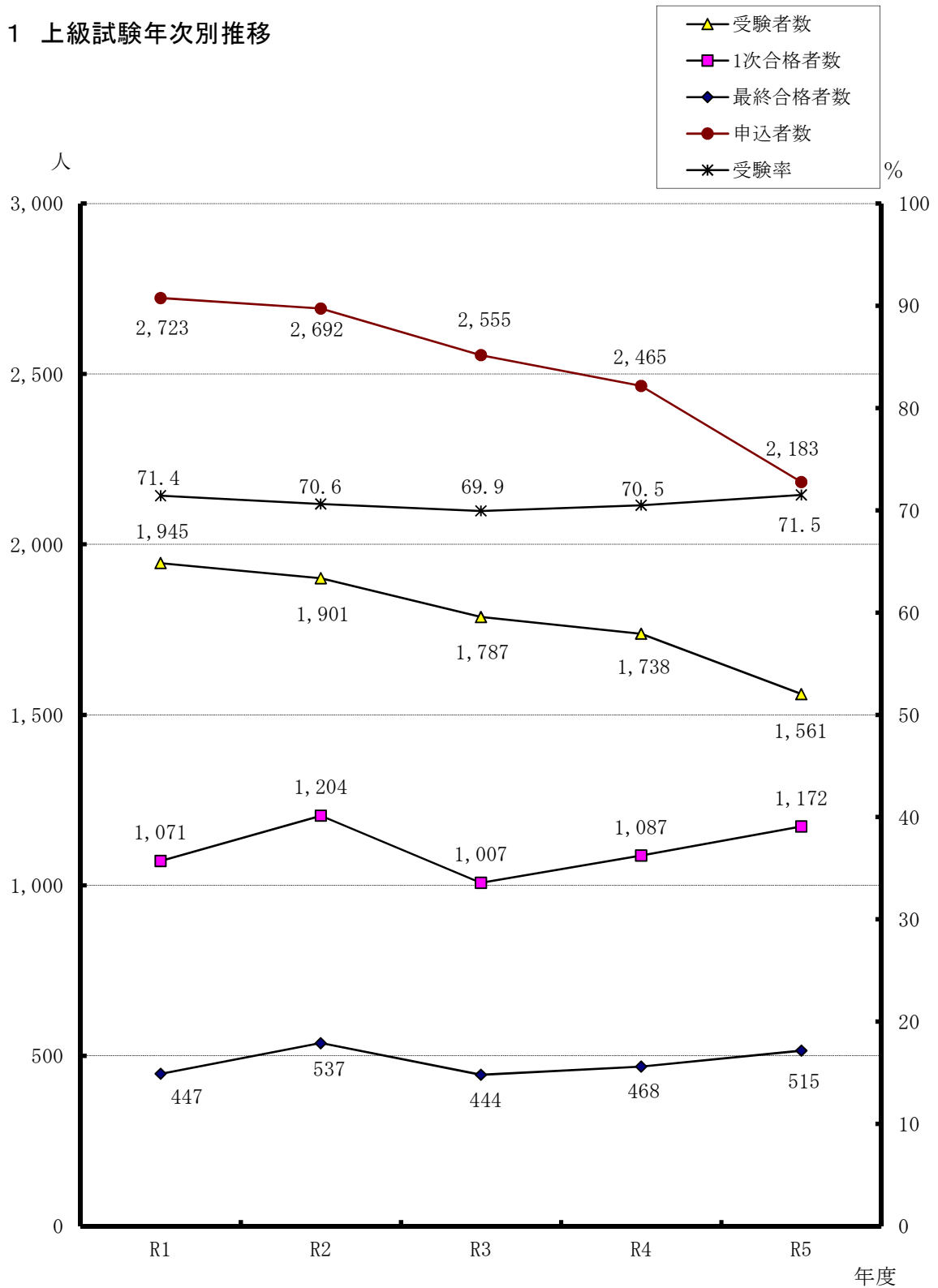
## 参 考 資 料

1	上級試験年次別推移	49
2	初級試験年次別推移	50
3	経験者試験年次別推移	51
4	免許資格職試験年次別推移	52
5	障害者を対象とした採用選考年次別推移	53
6	警察官採用試験年次別推移	54
7	主査級昇任試験年次別推移	55
8	職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況	56
9	令和5年度採用試験に関する採用候補者の採用状況	57
10	職員採用試験に係るインターネット等の利用状況	58
11	県及び国における給与勧告（月例給改定）の年次別推移	59



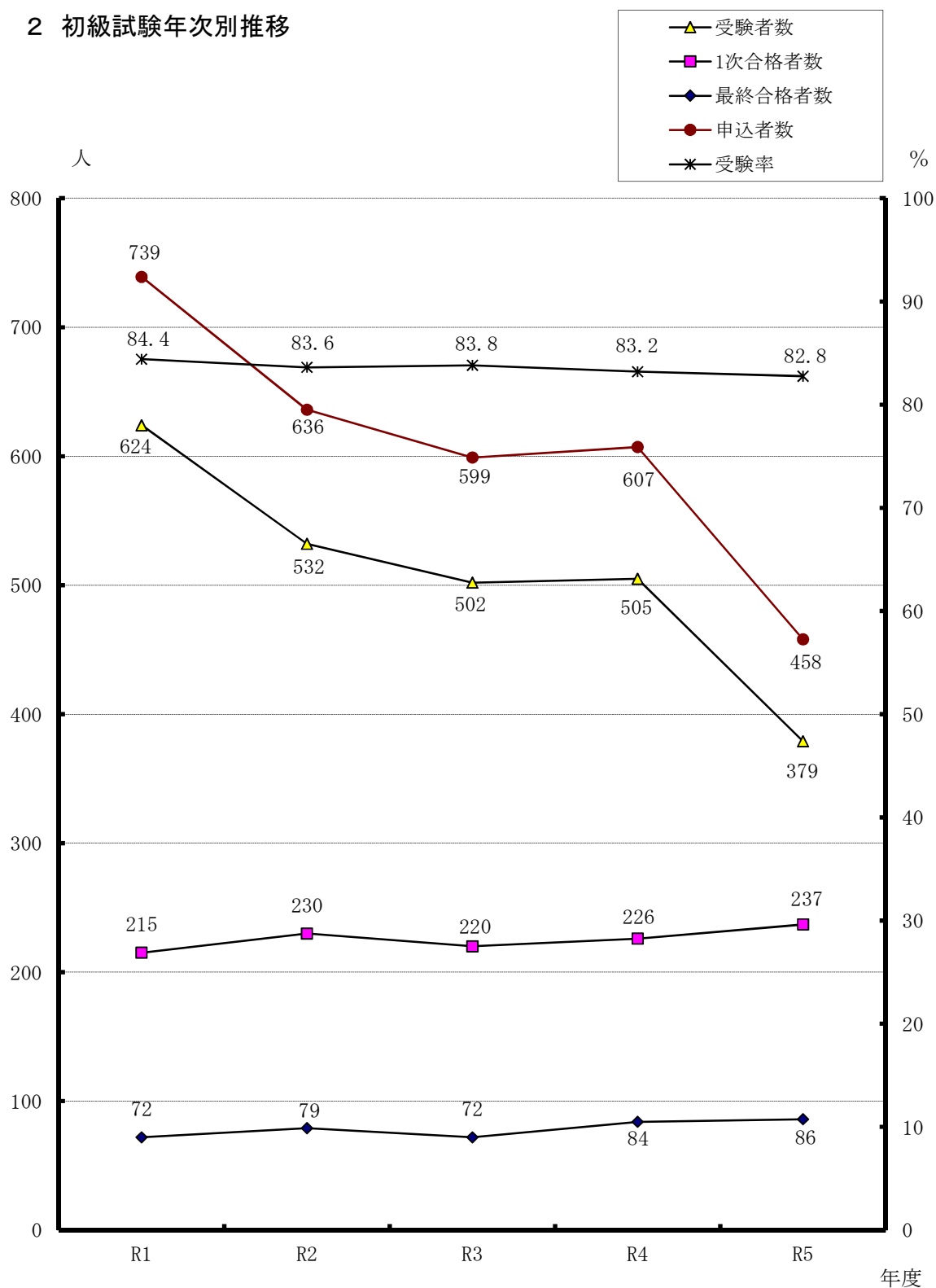


# 1 上級試験年次別推移



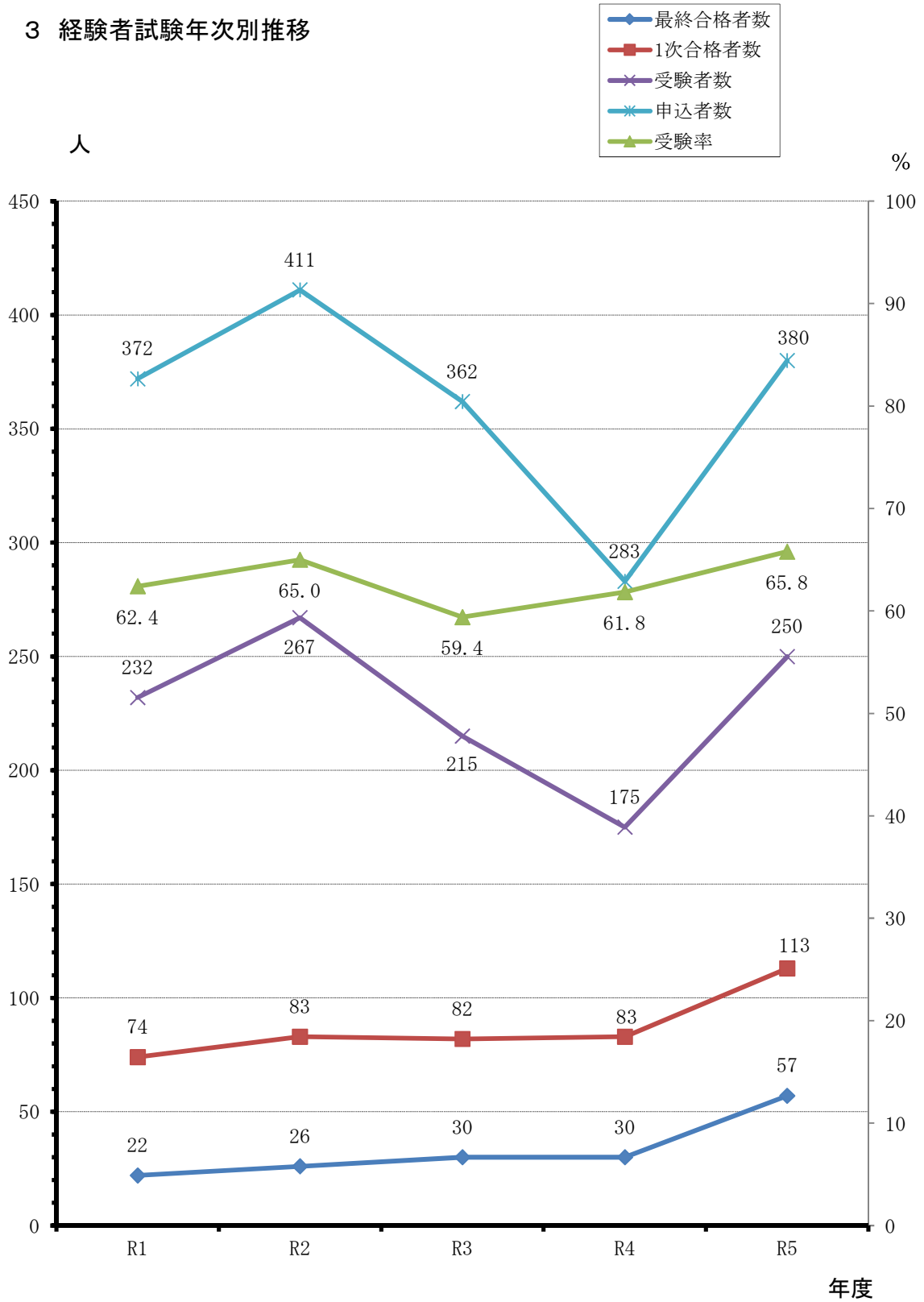
注 数字は、県職員上級、小・中学校事務上級、警察事務上級の各試験を合計したもの。

## 2 初級試験年次別推移

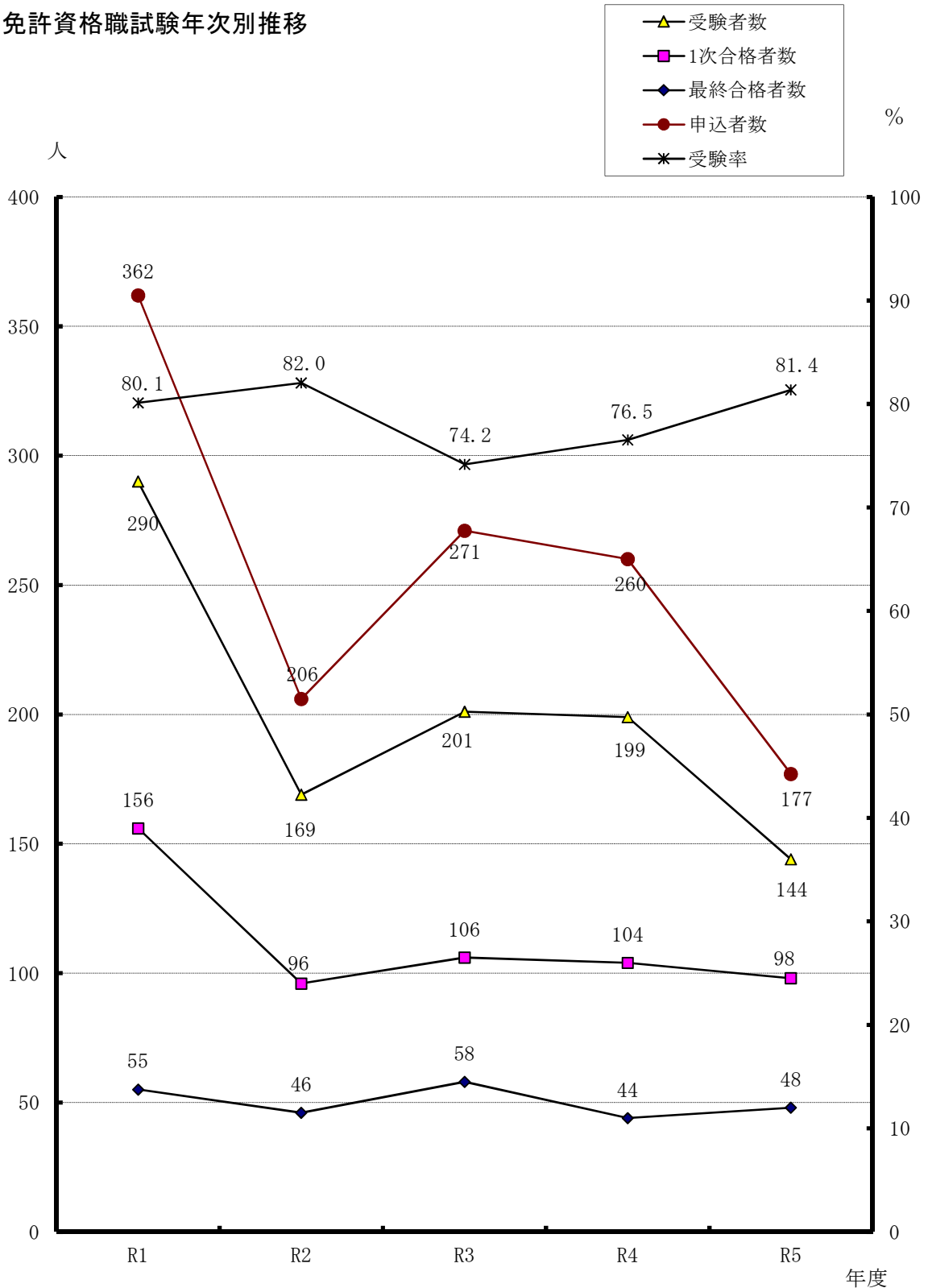


注 数字は、県職員初級、小・中学校事務初級、警察事務初級の各試験を合計したもの。

### 3 経験者試験年次別推移

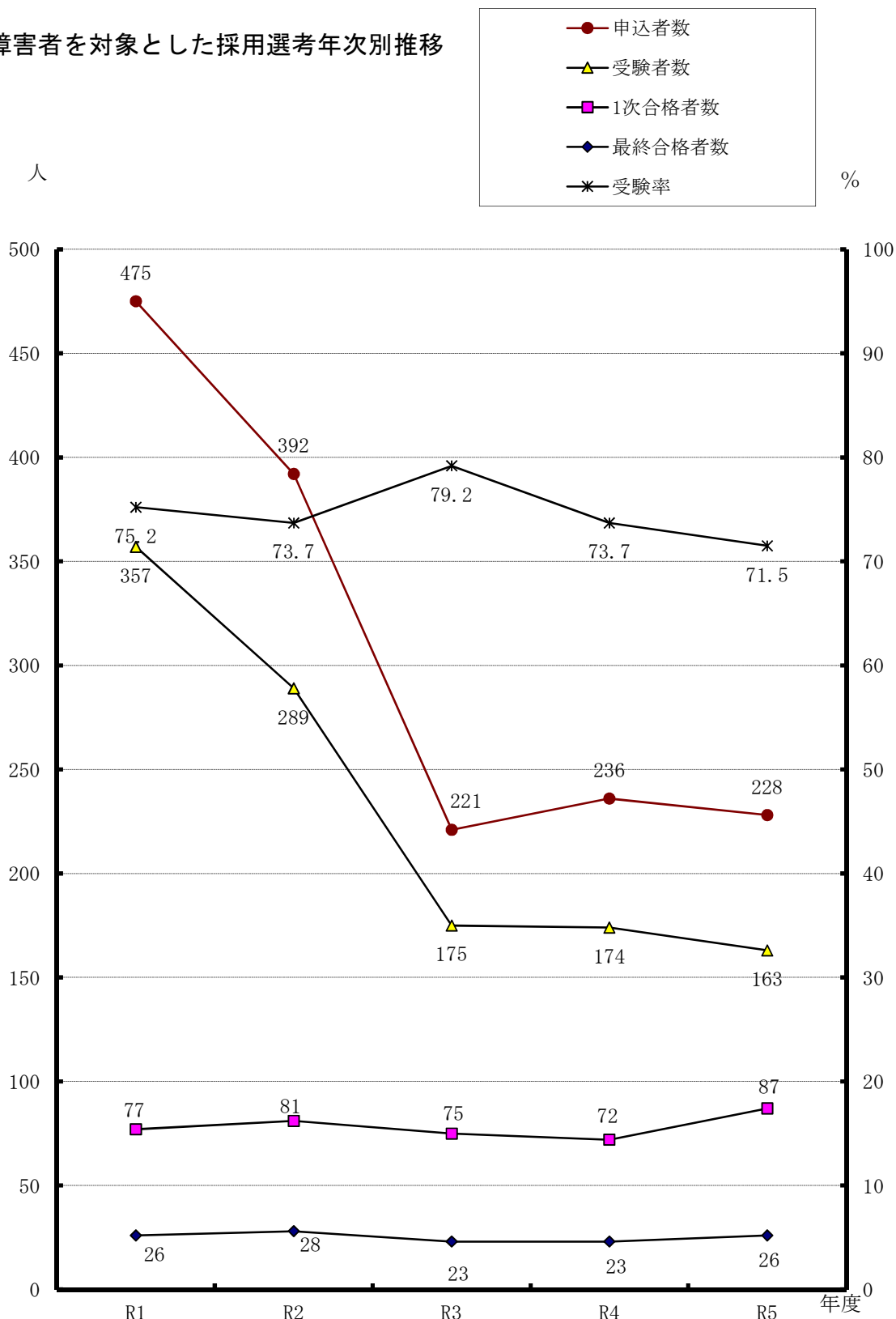


#### 4 免許資格職試験年次別推移



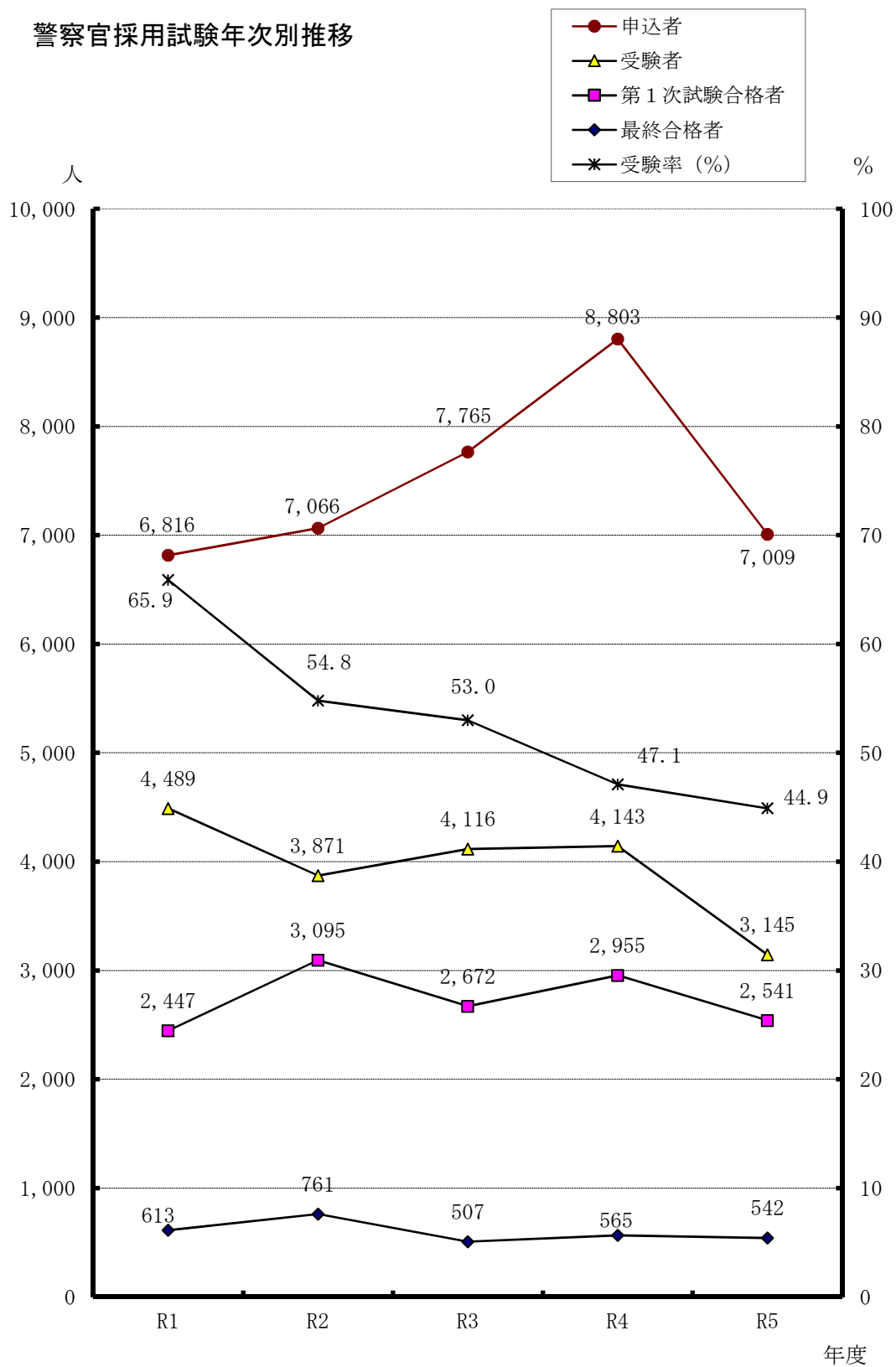
注 令和2年度は管理栄養士及び栄養士の試験を実施していない。  
 令和3年度は管理栄養士及び保健師（警察）の試験を実施していない。  
 令和4年度は栄養士及び保健師（警察）の試験を実施していない。  
 令和5年度は管理栄養士の試験を実施していない。

## 5 障害者を対象とした採用選考年次別推移



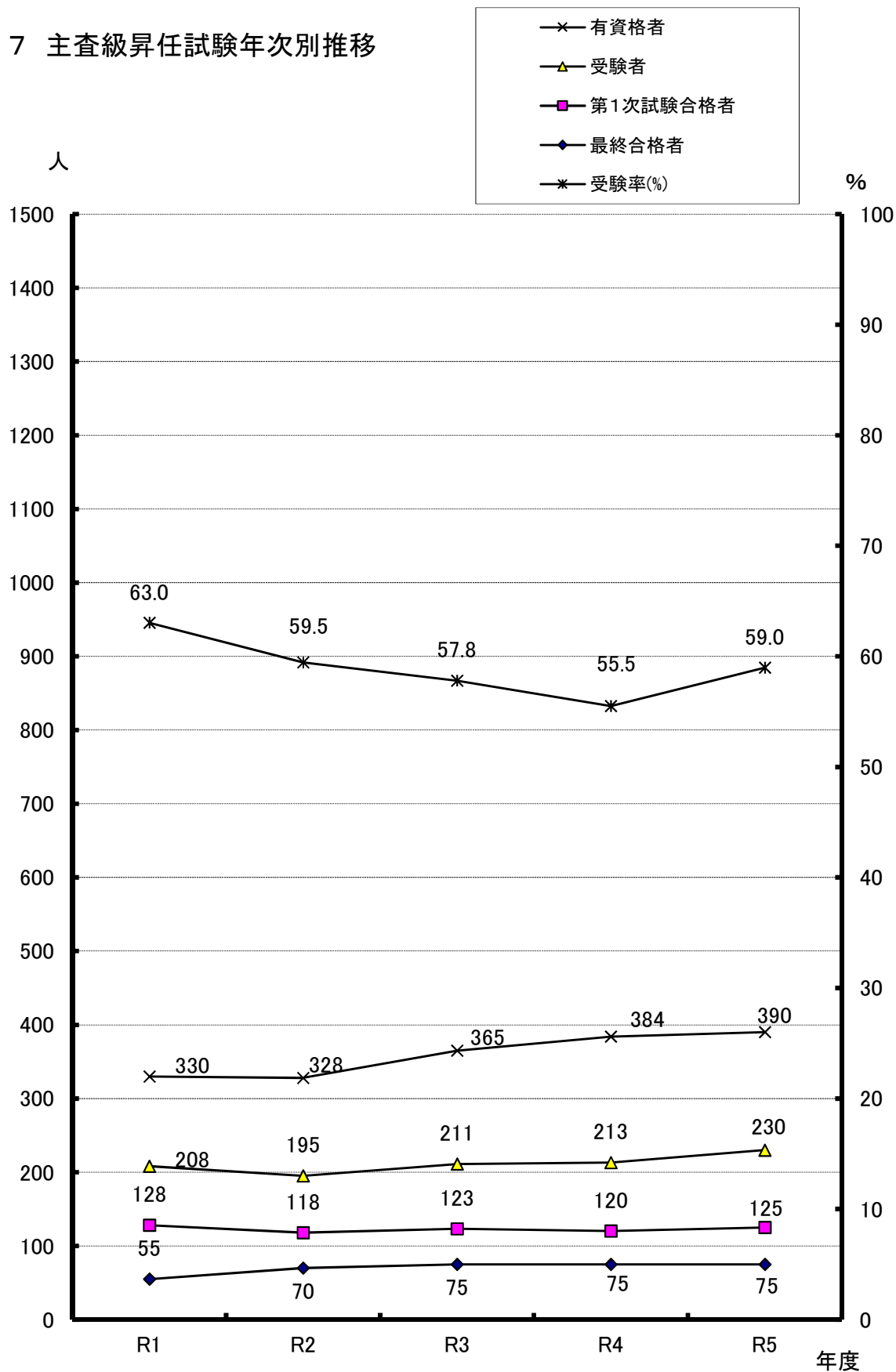
注 平成27年度より、身体障害の程度を「1級から4級まで」から「1級から6級まで」に拡大。  
 平成29年度より、年齢の上限を29歳から34歳に拡大。  
 平成30年度より、精神障害者を対象に追加。  
 令和元年度より、知的障害者を追加し、年齢の上限を34歳から58歳に拡大したほか「県内居住要件」及び「自力通勤」の要件を撤廃。  
 令和2年度より、一般事務と警察事務を分けて募集。

## 6 警察官採用試験年次別推移





## 7 主査級昇任試験年次別推移



注 第1次試験合格者は、第1次試験免除者を含む。

## 8 職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況

		令和3年度 請求者数	令和4年度 請求者数	令和5年度 請求者数
上 級 試 験	職 員	322	324	280
	小 ・ 中 事 務	27	40	27
	警 察 事 務	21	17	12
	小 計	370	381	319
初 級 試 験	職 員	11	4	6
	小 ・ 中 事 務	3	3	2
	警 察 事 務	7	3	19
	小 計	21	10	27
経 験 者 職 員		29	31	20
免 許 資 格 職		36	33	37
合 計		456	455	403

9 令和5年度採用試験に関する採用候補者の採用状況

試験区分	職種	採用予定者数	採用候補者名簿登載者数(人)	採用者合計(人)	採用者の任命権者別内訳						採用率(%)	
					知事	教育	警察	企業	下水	その他		
職員採用試験	上級試験	一般行政	193	339	181	148	30		3			53.4%
		一般行政(DX)	2	4	4	4						100.0%
		福祉	37	20	16	16						80.0%
		心理	22	20	14	14						70.0%
		設備	24	10	5	1			3	1		50.0%
		設備(警察)	3	2	2			2				100.0%
		総合土木	36	25	16	12			3	1		64.0%
		建築	5	4	3	3						75.0%
		化学	13	12	9	8			1			75.0%
		農業	15	18	14	14						77.8%
		林業	5	6	5	5						83.3%
	小計	355	460	269	225	30	2	10	2	0	58.5%	
	初級試験	一般事務	10	18	6	3	3					33.3%
		設備	5	0	0							-
		総合土木	6	6	6	4			2			100.0%
		小計	21	24	12	7	3	0	2	0	0	50.0%
	免許資格職	薬剤師	8	13	9	9						69.2%
		獣医師	13	8	5	5						62.5%
		保健師	14	16	11	11						68.8%
		栄養士	2	3	3	0	3					100.0%
		司書	6	8	6	0	6					75.0%
		小計	43	48	34	25	9	0	0	0	0	70.8%
	経験者試験	一般行政	5	10	6	6						60.0%
		一般行政(DX)	2	4	2	2						50.0%
		心理	5	3	3	3						100.0%
		設備	6	8	5	2			2	1		62.5%
		総合土木	9	22	17	10			5	2		77.3%
		建築	2	4	4	4						100.0%
		農業	5	6	5	5						83.3%
		小計	34	57	42	32	0	0	7	3	0	73.7%
	県職員計		453	589	357	289	42	2	19	5	0	60.6%
	小・中学校事務	上級	21	25	23		23					92.0%
		初級	10	24	7		7					29.2%
	小・中学校事務計		31	49	30	0	30	0	0	0	0	61.2%
警察事務	上級	33	30	25			25				83.3%	
	初級	21	38	23			23				60.5%	
警察事務計		54	68	48	0	0	48	0	0	0	70.6%	
警察官採用試験	I類	男性	207	274	155			155			56.6%	
		女性	30	31	19			19			61.3%	
	II類	男性	15	39	18			18			46.2%	
		女性	8	8	6			6			75.0%	
	III類	男性	85	165	114			114			69.1%	
		女性	15	15	11			11			73.3%	
	計	360	532	323	0	0	323	0	0	0	60.7%	
国際捜査	I類	4	4	3			3				75.0%	
武道・体育指導	I類	7	4	4			4				100.0%	
サイバー犯罪捜査	I類	2	1	1			1				100.0%	
	II類	2	1	1			1				100.0%	
警察官計		375	542	332	0	0	332	0	0	0	61.3%	
総合計		913	1,248	767	289	72	382	19	5	0	61.5%	

## 10 職員採用試験に係るインターネット等の利用状況

### (1) 令和5年度ホームページ閲覧数

	月別件数	累 計
4月	28,369	28,369
5月	26,465	54,834
6月	31,780	86,614
7月	32,653	119,267
8月	34,952	154,219
9月	19,086	173,305
10月	22,200	195,505
11月	15,880	211,385
12月	11,547	222,932
1月	13,328	236,260
2月	15,751	252,011
3月	19,567	271,578

### (2) 令和5年度SNS(X)投稿件数

89件

1 1 県及び国における給与勧告（月例給改定）の年次別推移

年	県			国		
	(%) 率	(円) 金額	勧告実施日 (年月日)	(%) 率	(円) 金額	勧告実施日 (年月日)
H26	0.37	1,486	H26.10.16	0.27	1,090	H26.8.7
H27	0.45	1,781	H27.10.19	0.36	1,469	H27.8.6
H28	0.42	1,641	H28.10.20	0.17	708	H28.8.8
H29	0.24	949	H29.10.19	0.15	631	H29.8.8
H30	0.17	662	H30.10.18	0.16	655	H30.8.10
R1	0.12	446	R1.10.23	0.09	387	R1.8.7
R2	—	—	R2.11.12	—	—	R2.10.28
R3	—	—	R3.9.9	—	—	R3.8.10
R4	0.24	910	R4.10.20	0.23	921	R4.8.8
R5	0.94	3,546	R5.10.19	0.96	3,869	R5.8.7

# 人事委員会年報

令和5年度版

令和6年10月発行

編集・発行 埼玉県人事委員会事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

(TEL) 048-830-6415[直通]

(FAX) 048-830-4930

